

ごあいさつ



令和6年度で「第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、後継計画となる「朝日村こども計画」を策定しました。

本計画では新たに、子どもや若者が直面する困難等への支援についても盛り込み、「こどもまんなか社会」の実現に向け、未来を担う子ども・若者達の健やかな成長を後押しするための施策を進めてまいります。

計画策定に伴い、村民の皆様にはアンケート調査等へご協力いただきましたこと、感謝を申し上げます。

また、この計画の実現には、地域全体で子ども・若者達を見守り、支え合うことが大切です。地域の皆様の協力を得ながら計画を一步ずつ進めていくことが、子ども・若者達の未来に大きな影響を与えると信じています。

最後に、基本理念“安心して子育てをすることができ、子どもが健やかに成長し学べる環境によって、未来を担う世代が活躍できる村をつくる”的と、私たちの村に住むすべての子ども・若者達が健やかに成長し、夢を持ち続けられるよう引き続き努力してまいりますので、今後とも温かいご支援をよろしくお願ひいたします。

令和7年3月

朝日村長 小林弘幸

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と趣旨	1
(1) こども施策のこれまでの流れ	1
(2) 計画の趣旨	2
(3) 計画の対象	2
2. 計画の要素と位置づけ	2
(1) 根拠法	2
(2) 朝日村こども計画の構成要素	4
(3) 関連する計画等	4
3. 計画の対象と期間	5
4. 策定の流れ	5
第2章 本村のこどもを取り巻く現状	7
1. 人口・世帯の状況	7
(1) 人口と世帯の推移	7
(2) 結婚・出産の意向	9
2. 子育ての状況	11
(1) 子育ての分担状況	11
(2) 女性の就労状況	12
(3) 子育てにおける悩みと相談先	13
3. 保育・教育の状況	14
(1) 保育の状況	14
(2) 学校の状況	15
4. 支援を要する家庭の状況	16
(1) 支援を要する家庭の状況	16
5. 子ども・若者の状況	17
(1) 居場所や相談できる人	17
(2) 自己肯定感・将来への希望	18
(3) 社会人の抱える不安	19
6. こどもに関する本村の課題	20
(1) 家庭における子育て負担の軽減	20
(2) こどもの成長や将来の社会的自立への支援	20
(3) こどもや子育て家庭の抱える困難への対応	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 基本理念	22
2. 基本目標	23
3. 施策の体系	24
4. 達成目標	25

第4章 施策の展開.....	26
基本目標1. 妊娠期から乳幼児期の子育ての安心を支える.....	26
(1) 産前・産後の支援の充実.....	27
(2) 多様な保育の充実.....	28
(3) 子育て支援サービスの充実.....	29
(4) 乳幼児期の健康支援.....	31
基本目標2. 学童期から青年期の成長と社会的自立を後押しする.....	32
(1) 学童期の健やかな成長支援.....	32
(2) 学童期の学び・体験の機会づくり.....	33
(3) 青年期の社会的自立・自己実現の支援.....	34
基本目標3. こどもの直面する困難に対応した支援にとり組む.....	35
(1) 困窮家庭への支援.....	35
(2) 困難を抱えた子ども・家庭への個別の支援.....	36
基本目標4. 村全体でこどもを支え見守る環境をつくる.....	38
(1) 子どもの権利の地域全体での共有.....	38
(2) 多様な相談に対応できる体制づくり.....	39
(3) 子育てや子どもの成長を支える環境づくり.....	40
(4) 子どもが安全に暮らせる環境づくり【学校安全計画】.....	41
第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策.....	42
1. 保育提供区域の設定.....	42
2. 保育の量の見込みと確保方策.....	42
(1) 事業内容.....	42
(2) 保育の量の見込みと確保方策.....	43
3. 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策.....	45
4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	46
第6章 計画の推進.....	52
1. 村民及び関係団体等との連携による推進.....	52
2. 計画の進捗管理.....	52
資料編.....	53
1. 子ども・子育て会議（設置要綱）.....	53
2. 子ども・子育て会議役員名簿.....	54
3. 子どもの意見聴取の結果の概要.....	55

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

(1) こども施策のこれまでの流れ

平成15年、国は「次世代育成支援対策推進法」を定め、こどもが健やかに生まれ育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備を進めてきました¹。同年には「少子化社会対策基本法」を定め、少子化に対する総合的施策を推進してきました。

さらに平成27年度からは、「子ども・子育て関連3法²」に基づき、地方公共団体には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、市町村が主体となって子ども・子育て支援給付、子育て支援事業の整備などが進められてきました。

しかしながら、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、核家族化³や共働きが進むなかで子育て世帯の負担は増加しています。そのなかで子どもの直面する困難は、貧困、児童虐待、不登校や引きこもりなど深刻化しています。

このなかで平成22年、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子どもの成長を支援する「子ども・若者ビジョン」が策定されました。さらに平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律⁴」が施行され、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年に策定されました。平成27年には「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されています。

以上の背景を踏まえ、子育て支援に留まらず、こどもを対象とした総合的な施策を推進するという考え方のもと、令和5年に「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」が施行され、このための総合的な施策を示す「こども大綱⁵」が策定されました。これにより、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が明確に示されました。こども基本法では、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、全国の自治体において、現在、策定が進んでいます。

「こども計画」の構成要素としては、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」などのこども支援に関する計画を一体として策定できるとされており、これまで以上に子どものための幅広い施策を効果的に推進できることとなりました。

1 初当、10 年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和17年3月まで延長されている。

2 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

3 核家族：夫婦や親子だけで構成される家族。

4 子どもの貧困対策の推進に関する法律：令和6年6月に法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法（略称：子どもの貧困解消法）」に変更され、現在だけでなく将来の子どもの貧困を防ぐこと、家族の責任ではなく社会的な取組として推進すること等が基本理念に追記され、貧困の解消に向けた施策が追記されました。

5 「こども大綱」：「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。

(2) 計画の趣旨

朝日村（以下、「本村」という。）では、平成27年、「子ども・子育て支援事業計画」および「次世代育成支援行動計画」を一体化した「朝日村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育に求められる量の確保や、各種の子育て支援事業の推進を図ってきました。令和2年には同計画の第2期を策定し、本村の最新状況に合わせて各種事業を継続的に推進してきたところです。

このたび第2期計画期間が満了するにあたり、上記の背景を踏まえて、子育て支援、福祉、教育など様々な分野での連携を強化し、子どもの健やかな成長を総合的に支える地域づくりを推し進めるため、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「朝日村こども計画」を策定することとしました。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれてから進学・卒業や就職などのライフステージを通じて必要な支援が途切れる事のないようという「こども基本法」の趣旨を踏まえて、心と身体の発達過程にある0歳から39歳までの子ども・若者と定めます。

なお国の表現に合わせ、計画対象すべてを呼称する場合は「こども」とし、そのうち特に18歳未満／以上をそれぞれ個別に呼称する場合は「子ども・若者」とします。

2. 計画の要素と位置づけ

(1) 根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村がこども計画を策定することを規定しています。

本計画はこの規定に基づき、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体のものとしてとりまとめるものです。

〈こども基本法の概要〉

目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組みの方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
記載事項	<ol style="list-style-type: none">地方公共団体は、こども施策に関し、子どもの状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める以下の計画と一緒に策定することができる ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

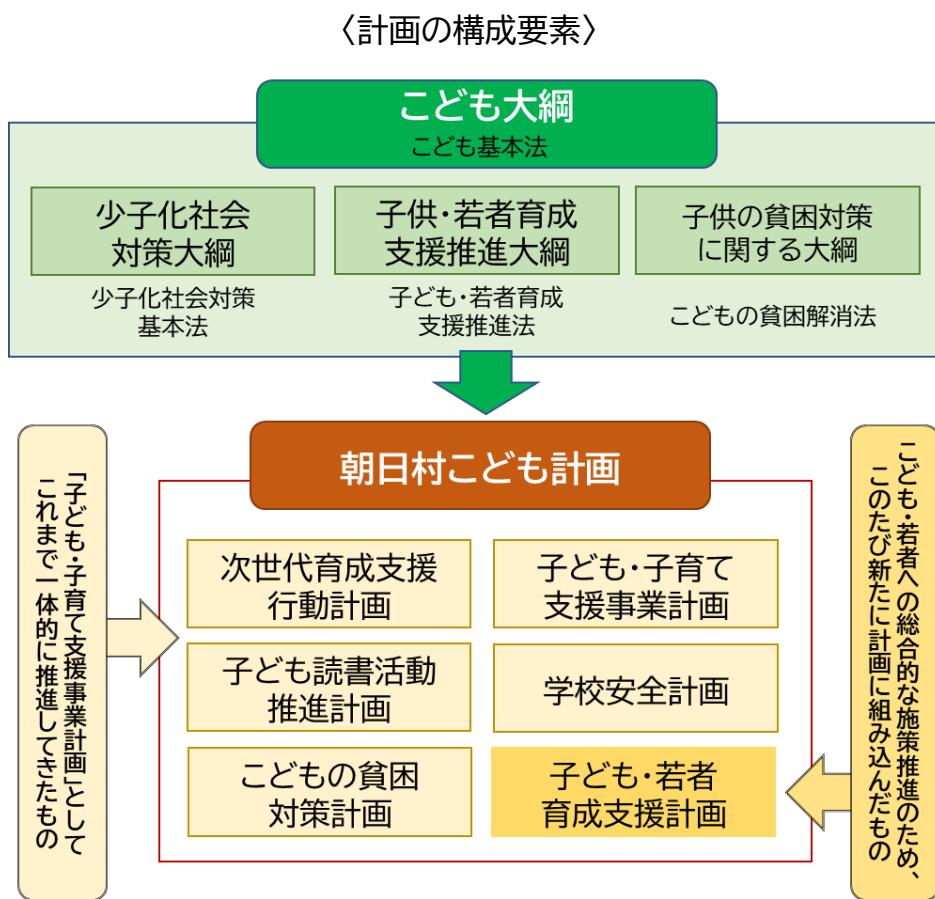
〈各計画の根拠法と主な内容〉

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法第61条	次世代育成支援対策推進法第8条
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
内容	<p>«基本的記載事項»</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 <p>«任意記載事項»</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

	子どもの貧困対策計画	子ども・若者計画
根拠法	● 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	● 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
目的	● 全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築する ● 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる	● 全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築する ● 子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めるができる体制を整備する
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 特に配慮を有する子どもへの支援 ・ 地域における学習支援等 ● 生活の安定に資するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・ 保護者の生活支援 ・ 子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・ 児童養護施設退所者等への支援等 ● 保護者に対する職業生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業生活の安定と向上のための支援 ・ ひとり親に対する就労支援等 ● 経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種手当の支給、教育費負担の軽減等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育等） ● 困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援等） ● 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進等） ● 子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革等） ● 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上等）

(2) 朝日村こども計画の構成要素

こども大綱等の国の政策に基づき、「朝日村こども計画」には、既存計画である「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども読書活動推進計画」「学校安全計画」を含むとともに、新たな計画として「子ども・若者育成支援計画」を統合します。



(3) 関連する計画等

本計画は、以下の上位計画の考え方に基づくとともに、本村の関連する個別計画との連携・整合を図るものとして策定されています。

〈上位計画・関連計画〉

上位計画	連携・整合を図る主な個別計画
<ul style="list-style-type: none">・こどもまんなか実行計画 2024(国)・長野県子ども・若者支援総合計画・朝日村総合計画・朝日村地域福祉計画(福祉施策)	<ul style="list-style-type: none">・朝日村教育大綱・朝日村いきいき障がい福祉計画・朝日村健康づくり計画 (等)

3. 計画の対象と期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 策定の流れ

本計画の策定にあたっては、各種統計等の基礎的データの把握に加え、以下の方法で現状把握や意見の聴取・交換を行い、本村のこどもを取り巻く課題に基づいた施策を検討しました。

■令和5年度

月	実施事項	内容等
11月21日	子ども・子育て会議	・朝日村こども計画策定業務の概要の共有
2月8日 ～2月25日	保護者アンケート調査	・保護者の子育て状況やニーズを把握する調査
	子どもの生活実態アンケート調査	・子ども・若者の生活状況を把握する調査
2月21日 ～2月28日	子ども若者育成支援に関する調査	・支援者の立場から見る子ども・若者の生活状況の調査
3月27日	子ども・子育て会議	・住民アンケート調査の結果共有

■令和6年度

月	実施事項	内容等
7月17日 ～8月18日	子ども・若者アンケート調査	・高校生・若者の暮らしの状況や将来への意識等を把握する調査
10月3日	第2期子ども・子育て支援事業計画の事業評価	・これまでの村のこども関連事業の主な成果・課題等の確認・整理
10月3日	第1回子ども・子育て会議	・「こども計画」の範囲や拡充すべき事項等の確認 ・子ども・子育てを取り巻く現状・課題等の共有
11月24日	公民館ワークショップ	・中央公民館等のありかた等を住民(子ども含む)と考えるワークショップの実施
12月24日	第2回子ども・子育て会議	・計画素案についての意見交換
12月26日	小学生ヒアリング(わくわく館)	・放課後の居場所に関する小学生からの意見聴取
1月16日 ～2月15日	パブリックコメント	・計画素案に対する住民意見の聴取
3月7日	第3回子ども・子育て会議	・計画成案の確認と承認

■各アンケートの実施概要

調査名	対象	配布数	回収方法	回収数	回収率
保護者 アンケート 調査	未就学児保護者	157	Web回答	58	36.9%
	小学生保護者	159	Web回答	67	42.1%
子ども・若者 育成支援に 関する調査	子ども・若者支援を行う関係者	5	提出	5	100%
子ども・若者 生活状況 調査	15歳～39歳の子ども・若者	920	Web回答	162	17.6%
子どもの 生活実態調査	小学1年生、5年生、中学2年生、 16歳、17歳の子どものいる保護者	129	Web回答	49	38.0%

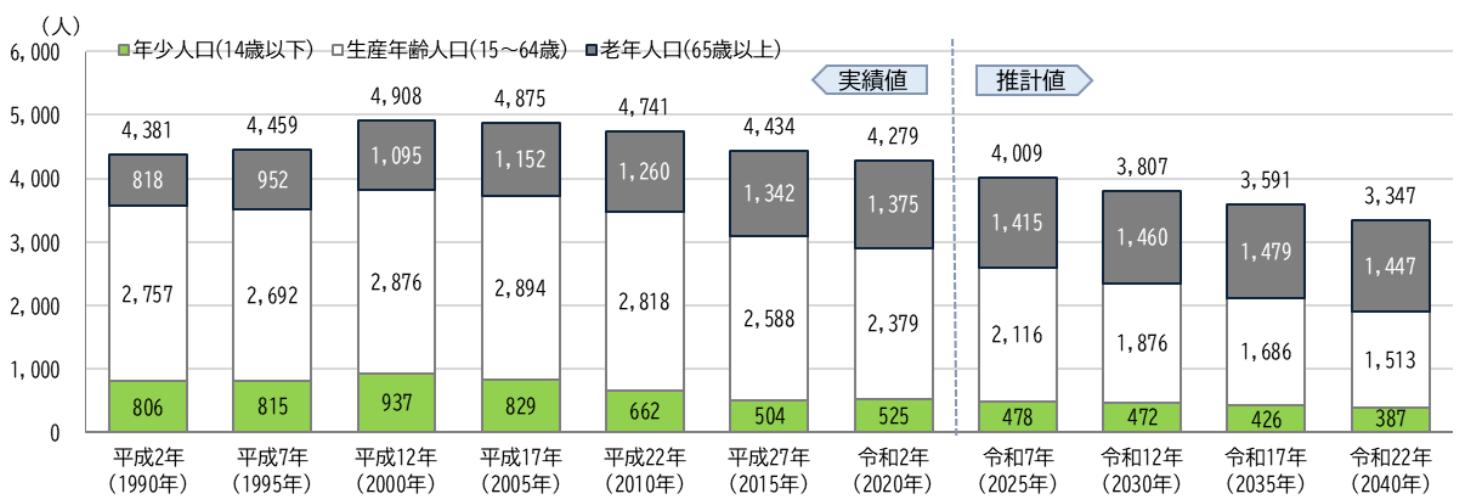
第2章 本村のこどもを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本村の人口は平成12年より減少を続けており、今後も減少を続けると見込まれます。年齢3区分でみると、平成12年から令和2年まで、老人人口は1,095人から1,375人に増加しているのに比べ、年少人口は937人から525人に減少しています。

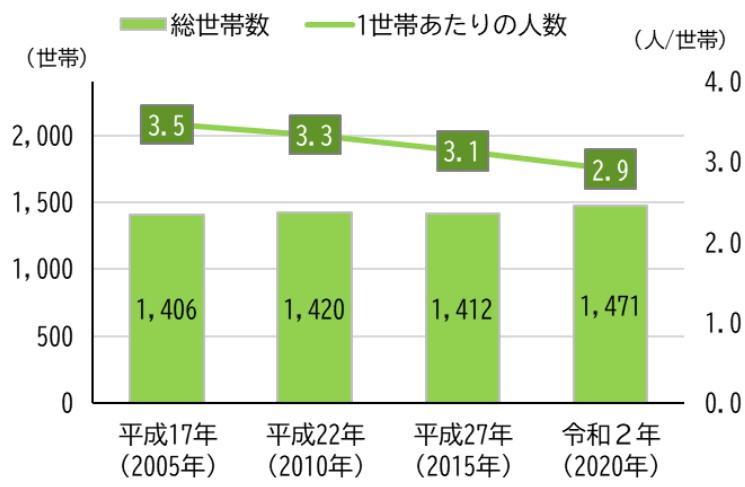
図表1 総人口・年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：令和2年まで、総務省「国勢調査」
令和7年以降、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（令和5年推計）

人口が減少するなかで、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。核家族化が進んでいることが推測されます。

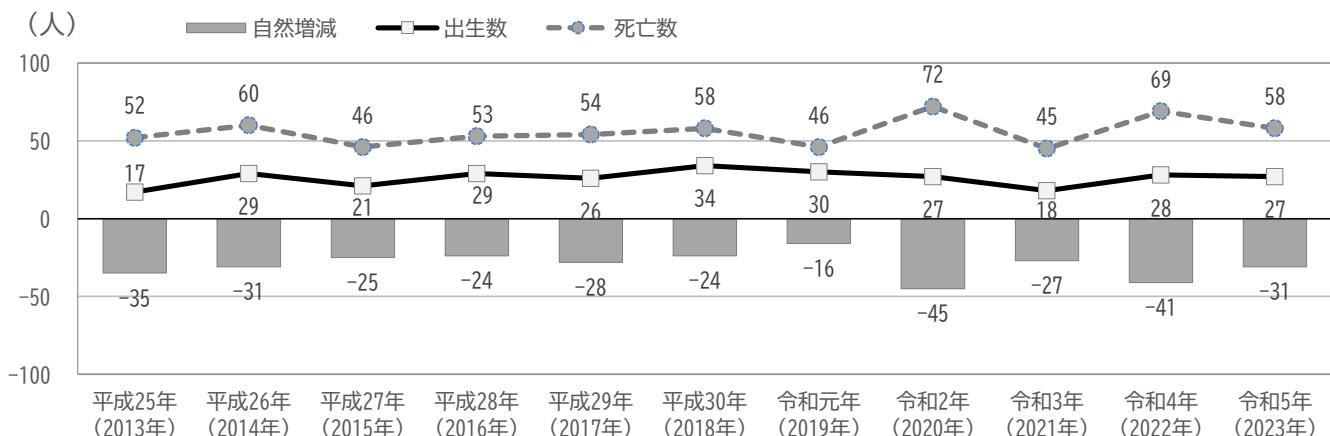
図表2 総人口・世帯数・世帯員数



出典：総務省「国勢調査」

出生数は20～30人前後で推移しています。一方で、死亡者数は50人前後で推移しています。出生数と死亡数の差をみると、年間で概ね30人前後の減少が続いている状況です。

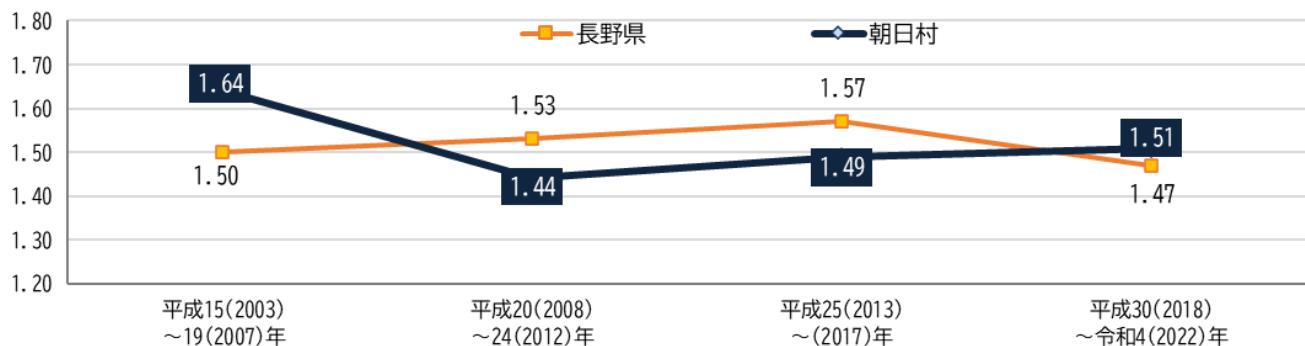
図表 3 出生数と死亡数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

合計特殊出生率は、1.5前後で推移しています。長野県と比べると、平成15～19年では本村は0.14ポイント県を上回っていましたが、その後県を下回る状況となり、平成30～令和4年には概ね同じ水準になっています。

図表 4 合計特殊出生率の推移

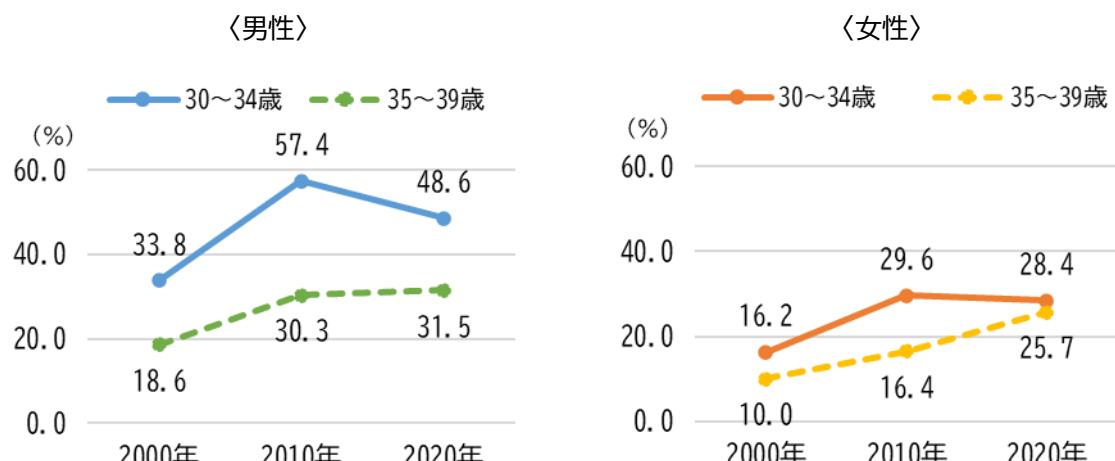


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(2) 結婚・出産の意向

30歳代の未婚率を見ると、男性は30代前半で48.6%、30代後半で31.5%、女性は30代前半で28.4%、30代後半で25.7%となっています。男女ともに、30代前半の未婚率は2010年から2020年で減少していますが、30代後半の未婚率は2000年から増加を続けています。

図表 5 30歳代の未婚率

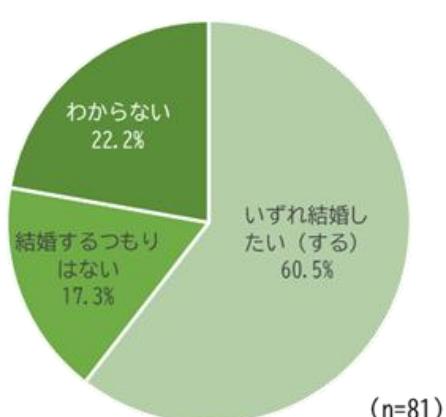


出典：総務省「国勢調査」

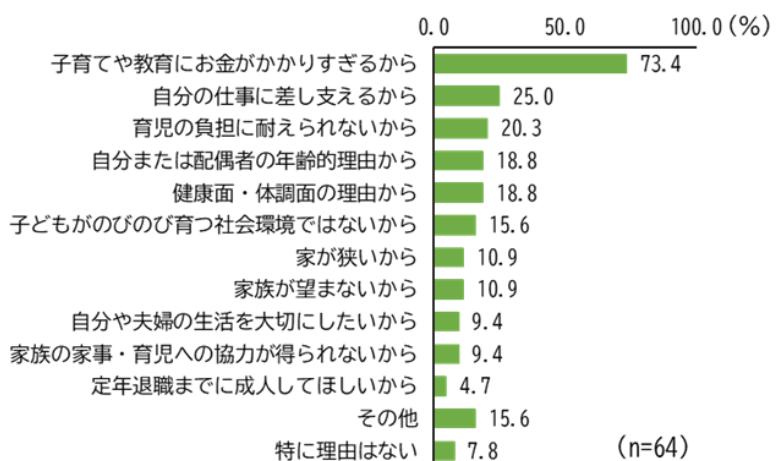
若者アンケート調査によれば、現在の未婚者のうち「いずれ結婚したい」と考えている人は60.5%、「結婚するつもりはない」は17.3%、「わからない」は22.2%となっています。

また理想の子どもの数より実際に持つ（予定）子どもの数が少ない人にその理由をきいたところ、「子育てにお金がかかる」の割合が最も高く73.4%となっています。

図表 6 未婚者の結婚意向



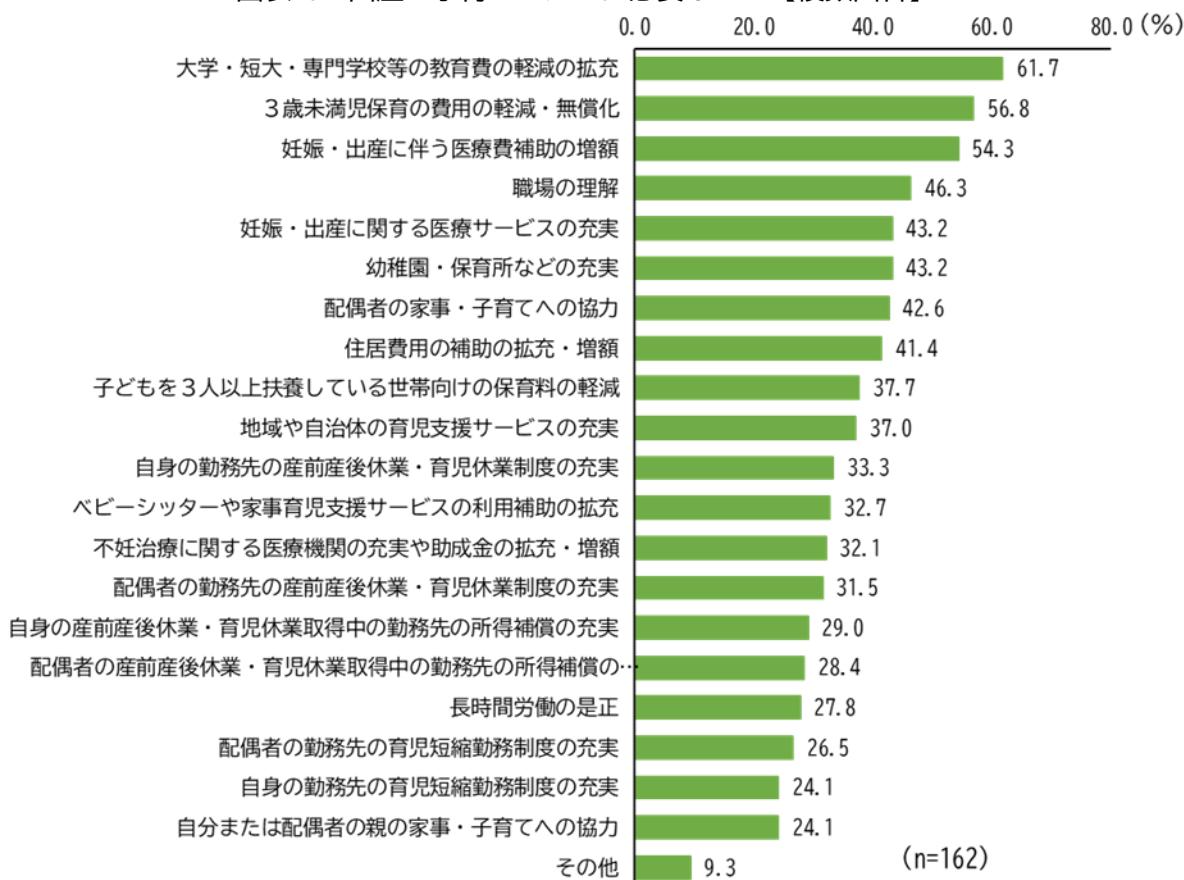
図表 7 理想の子どもの数より実際に持つ（予定の）子どもの数の方が少ない理由【複数回答】



出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

出産・子育てのために必要なことをきいたところ、「大学・短大・専門学校等の教育費の軽減の拡充」（61.7%）「3歳未満児保育の費用の軽減・無償化」（56.8%）「妊娠・出産に伴う医療費補助の増額」（54.3%）などの回答が多くなっています。

図表 8 出産・子育てのために必要なこと【複数回答】



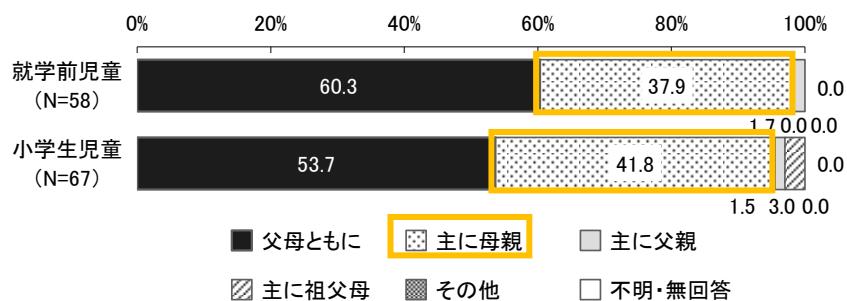
出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

2. 子育ての状況

(1) 子育ての分担状況

家庭の中で子育てを主に行っている人をみると、「父母ともに」が半数を超えていきますが、一方で「主に母親」との回答が就学前児童で37.9%、小学生児童で41.8%と一定の割合を占めています。

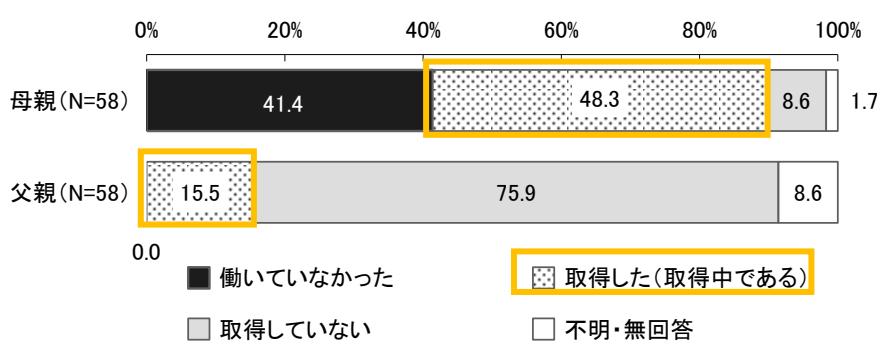
図表 9 子育てを主に行っている人



出典：朝日村「令和6年 保護者アンケート調査」

育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した」は48.3%となっていますが（「働いていなかった」（41.4%）とを合わせると89.7%が仕事をせず子育てをしている）、その一方父親で「取得した」のは15.5%に留まっています。

図表 10 こどもが生まれたとき育児休業を取得したか

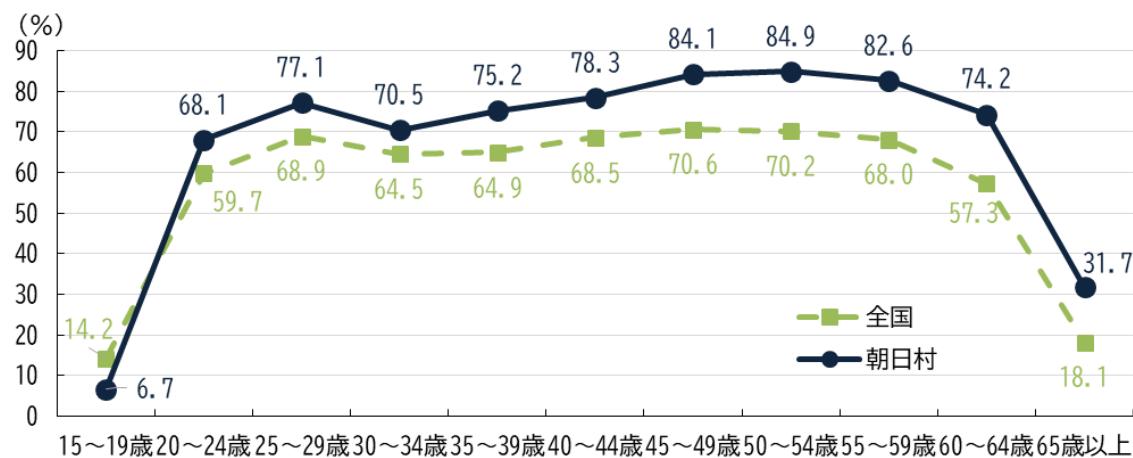


出典：朝日村「令和6年 保護者アンケート調査」

(2) 女性の就労状況

女性の就業率をみると、本村では、20歳以上で全国平均より高い水準となっており、就労している人が比較的多い状況です。

図表 11 女性の就業率（令和2年）



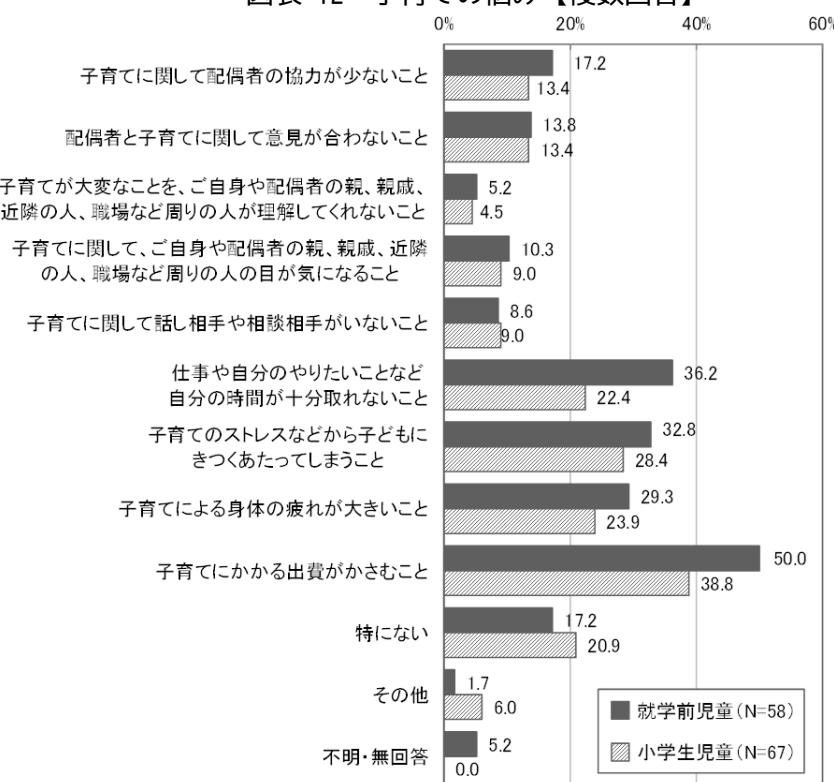
出典：総務省「国勢調査」

(3) 子育てにおける悩みと相談先

子育ての悩みでは「出費がかさむ」の割合が高く、ほかに「自分の時間が十分とれない」「ストレスから子どもにきつくあたる」「身体の疲れ」などがあります。

悩みの相談先をみると、「子どもの世話や看病の相談先」では25%前後、「子育て・教育の相談先」では14%前後が、相談先がないという結果となっています。

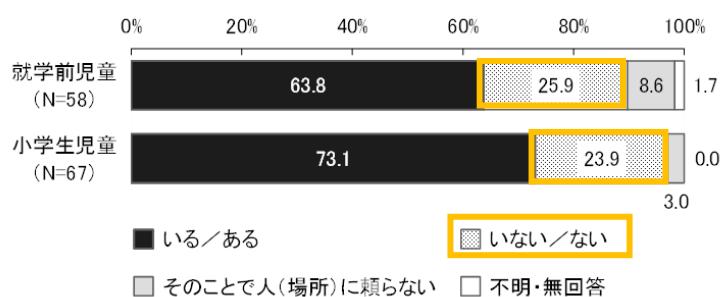
図表 12 子育ての悩み【複数回答】



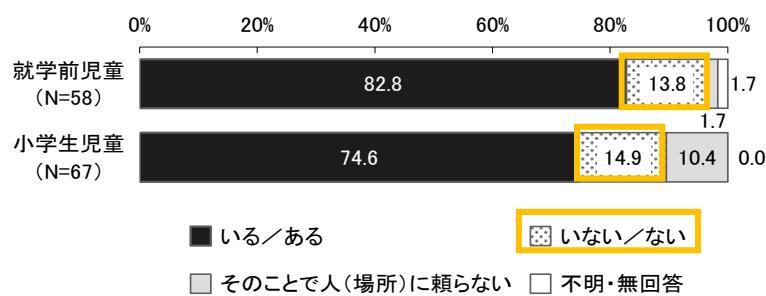
出典：朝日村「令和6年
保護者アンケート調査」

図表 13 気軽な相談先の有無

〈子どもの世話・看病の相談先〉



〈子育て・教育についての相談先〉



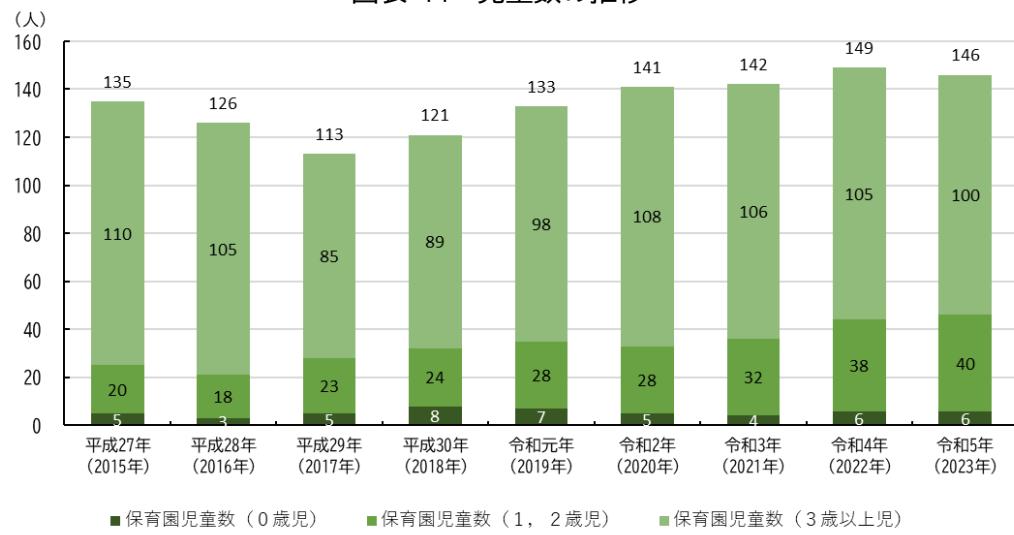
出典：朝日村「令和6年 保護者アンケート調査」

3. 保育・教育の状況

(1) 保育の状況

本村の保育園（あさひ保育園）の通園状況をみると、3歳未満の保育園児は増加傾向にあり、未満児の保育ニーズが拡大していると考えられます。

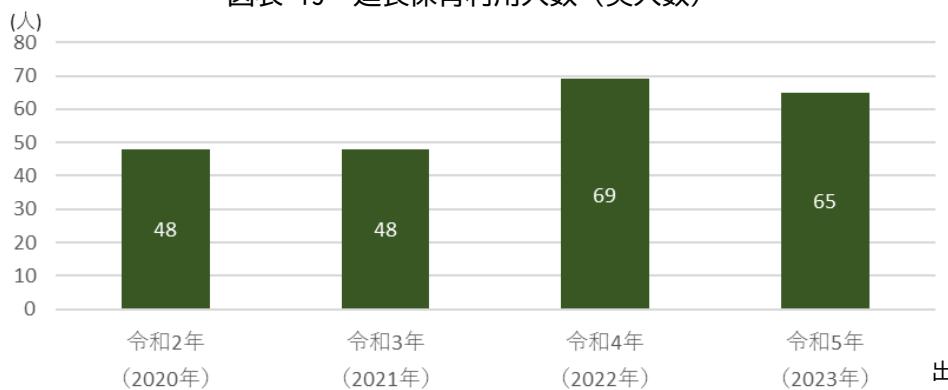
図表 14 児童数の推移



出典：朝日村統計

保育園で実施している延長保育の利用状況をみると、年によって変動はありますが、増加傾向にあります。一時保育の利用は、令和2年は、コロナ禍の影響もあり増加しましたが、その後は横ばいで推移しています。

図表 15 延長保育利用人数（実人数）



出典：朝日村統計

図表 16 一時保育利用人数（延べ）

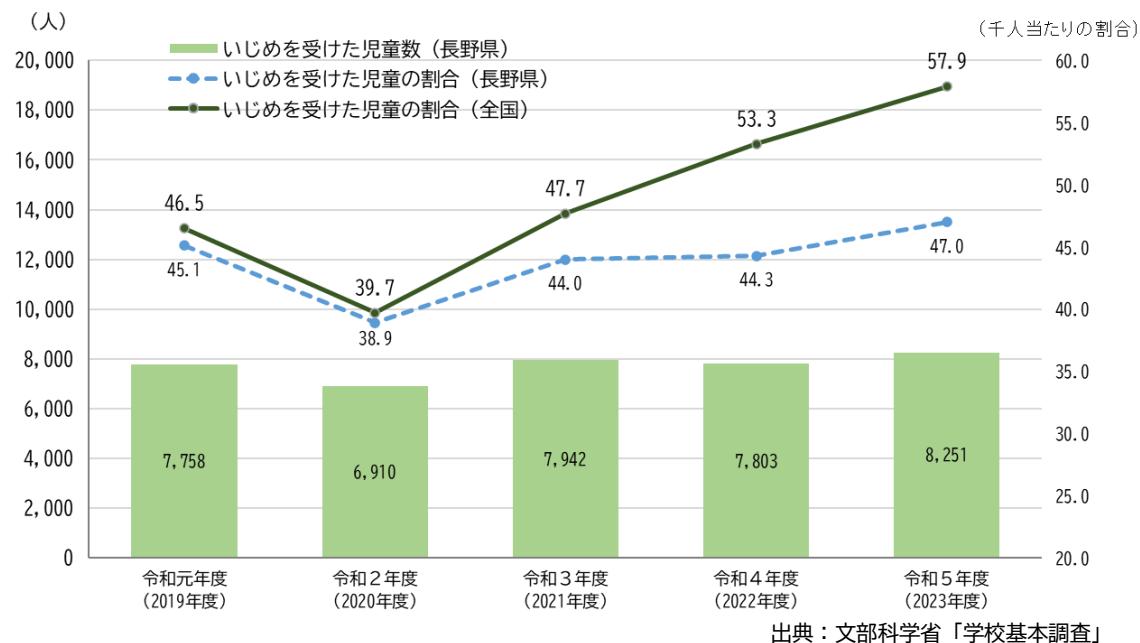


出典：朝日村統計

(2) 学校の状況

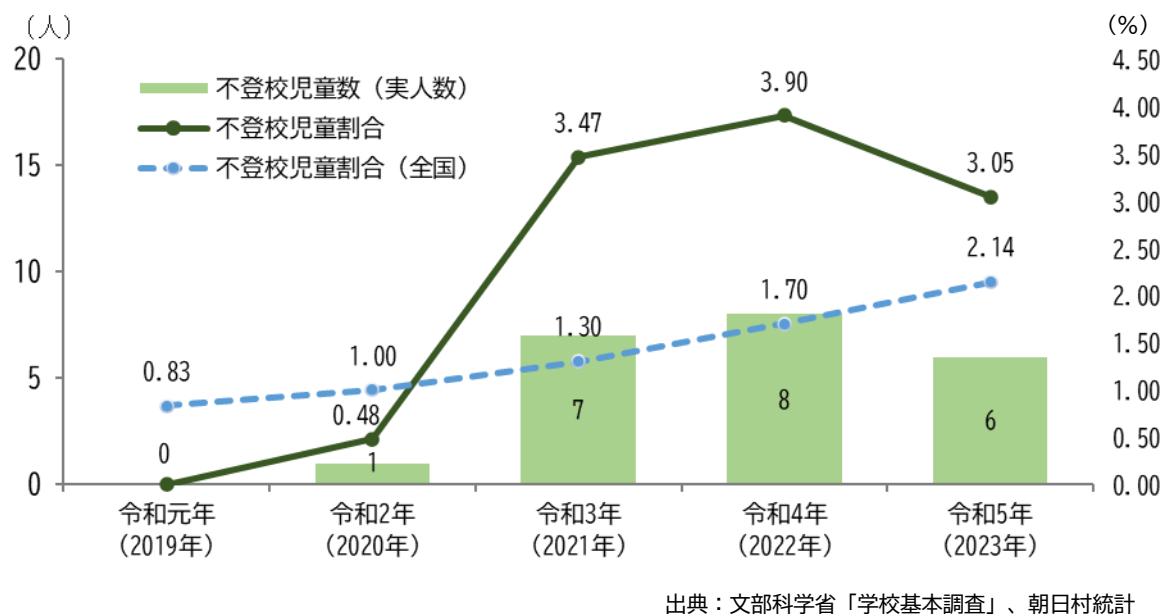
小学校でのいじめの状況を国・長野県でみてみると、長野県は全国平均より低い水準ではありますが、近年は国・長野県ともに増加傾向にあります。

図表 17 いじめを受けた児童・生徒数の推移



小学校における不登校児童の状況をみると、本村では毎年数名となっています。児童数1,000人あたりの割合をみると、全国も本村も増加傾向にあります。

図表 18 小学校における不登校児童数の推移



4. 支援を要する家庭の状況

(1) 支援を要する家庭の状況

本村のひとり親世帯の状況をみると、概ね10～15世帯で推移しています。

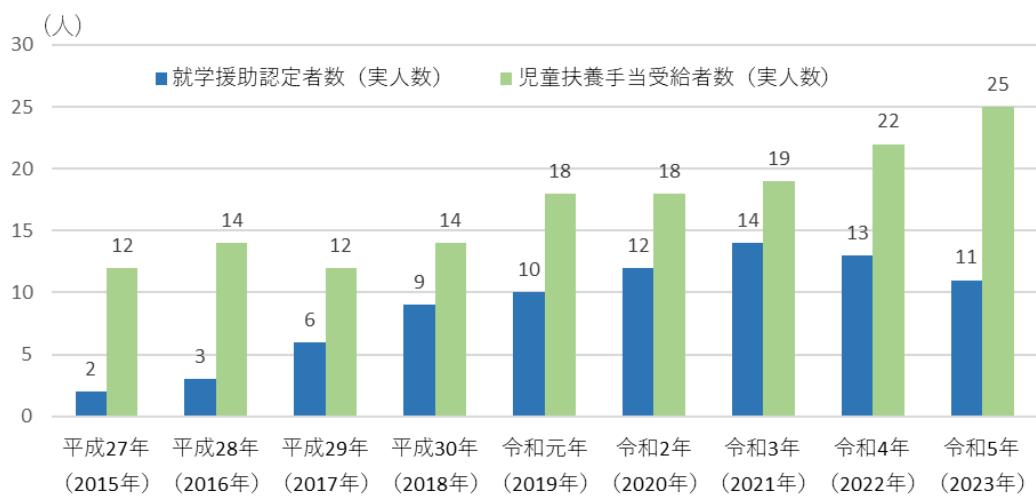
図表 19 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

本村の児童扶養手当受給者数は増加傾向にあり、令和5年で25人となっています。また小学校就学援助認定者数も、平成27年から令和3年にかけて増加しており、以後微減に転じていますが、2023年で11人となっています。

図表 20 児童扶養手当受給者数と小学校就学援助認定者数



出典：朝日村統計

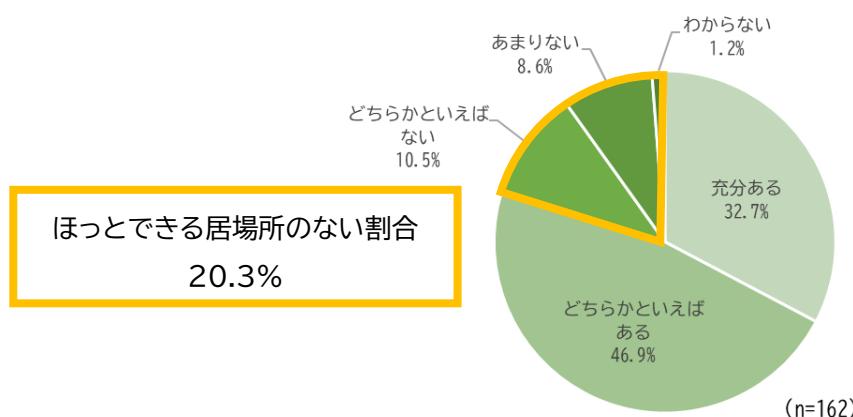
5. 子ども・若者の状況

(1) 居場所や相談できる人

15~39歳までの若者へのアンケート結果によれば、回答者の20.3%が「ほっとできる居場所」がないと回答しています。

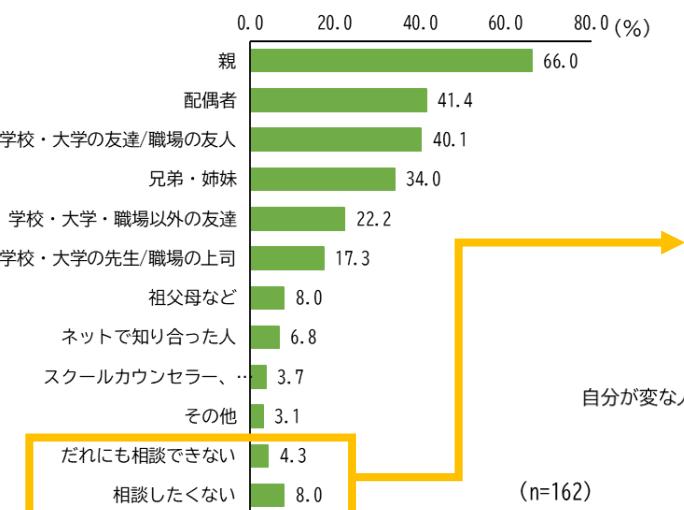
また、困ったとき相談できると思う人をみると、「親」(66.0%)「配偶者」(41.4%)「友人」(40.1%)などの割合が高い一方、「だれにも相談できない」「相談したくない」との回答も一定数あります。相談できない／したくない理由としては、「相談しても解決できないと思う」「自分ひとりで解決すべきだと思う」などの回答が多くなっています。

図表 21 ほっとできる居場所があるか

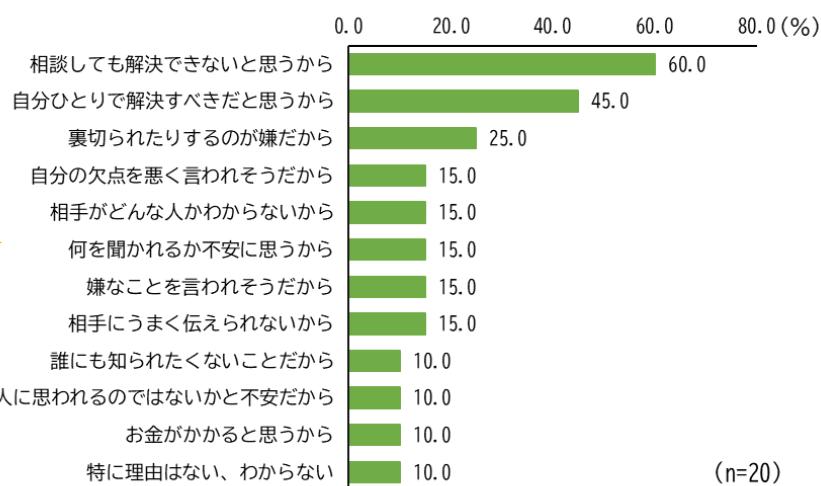


出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

図表 22 相談できると思う人【複数回答】



図表 23 相談できない／したくない理由【複数回答】

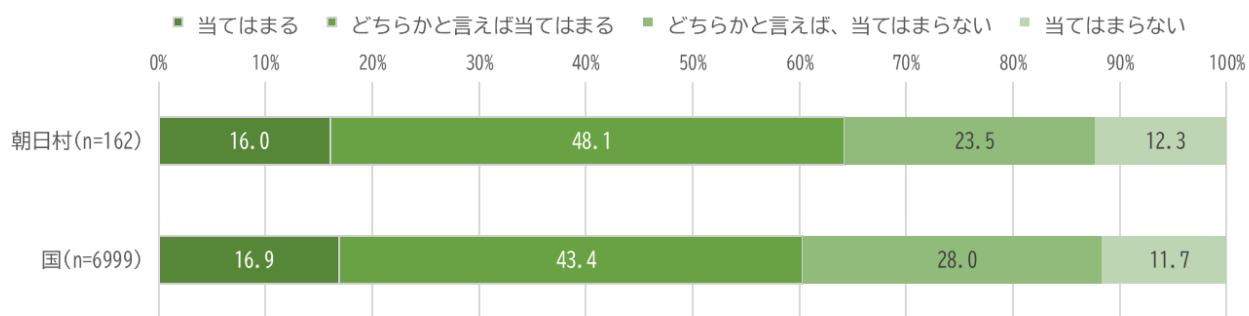


出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

(2) 自己肯定感・将来への希望

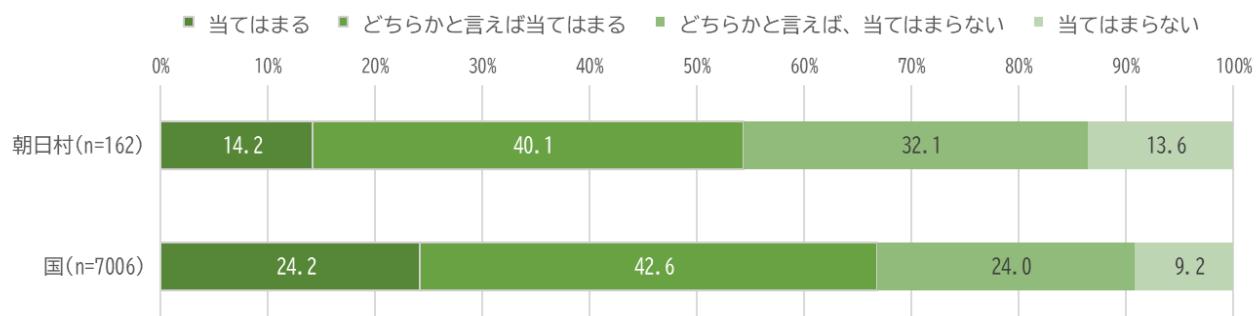
15～39歳へのアンケートで、現在の自分が好きか（自己肯定感）と、将来への明るい希望を持っているかを尋ねたところ、「好き」の割合は概ね全国平均と同水準ですが、「将来への明るい希望を持っている」の割合は14.2%で、全国平均10.0ポイント低くなっています。

図表 24 現在の自分が好きか



出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

図表 25 将来への明るい希望を持っているか

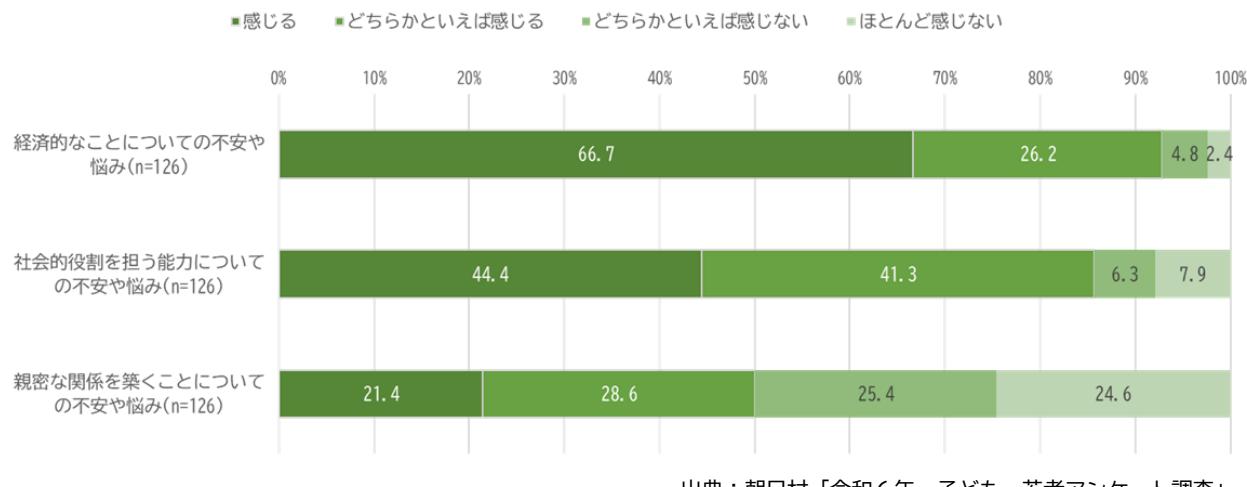


出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

(3) 社会人の抱える不安

15～39歳へのアンケート回答者のうち、社会人にのみ、日常生活で抱えている不安をきいたところ、「経済的なこと」への不安があるとの回答は66.7%、「社会的な役割を担うこと」では44.4%、「親密な関係を築くこと」では21.4%となっています。

図表 26 日常生活で抱えている不安（社会人）



出典：朝日村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

6. こどもに関する本村の課題

(1) 家庭における子育て負担の軽減

- ・1世帯の人数が少なくなっている、子育て家庭においても核家族化が進んでいるとみられます。女性の就業率も比較的高く、両親が共働きで子どもを育てている家庭が多いとみられます。
- ・3歳未満児の保育ニーズ、延長保育・一時保育などの多様な預かりサービスの利用ニーズが、横ばい・または増加している状況です。
- ・子育て家庭において、子育ての経済的負担に対する不安があると懸念されます。
- ・子育てを主に行っている人や、育児休暇の取得は、母親に偏っています。

↓

◆近年の子育て家庭の状況に応じた、家庭内での子育て負担の軽減が必要です。

- ・核家族・共働き家庭が増加していることを想定し、そのニーズに応じてさまざまな子育て支援サービスを適切に提供することが求められます。
- ・子育てに係る経済的な負担の軽減が求められています。
- ・子どもを育てるときに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスといった観点から、育てる負担を軽減することが重要です。

(2) 子どもの成長や将来の社会的自立への支援

- ・15～39歳において「将来への明るい希望をもっている」割合が、全国に比べて低い（全国：24.2%、朝日村：14.2%）状況です。
- ・39歳までの社会人が日常的に抱えている不安をみると、「社会的役割を担う能力」について「感じる」が44.4%、「どちらかといえば感じる」が41.3%と、85.7%が不安を抱えています。
- ・小学校では不登校の児童が一定数あります。いじめの発生件数をみても、国・県いずれも増加傾向にあります。

↓

◆子どもが健やかに成長できるよう、また社会で自立できるよう、後押しすることが求められます。

- ・子どもが社会に出たあとの将来を肯定的に捉えられるよう、子ども時代から必要な教育、啓発、情報提供を行うことが重要です。
- ・教育の現場では、いじめの予防や不登校などの困難への対応などに努め、誰もが学び・成長の機会を得られるよう配慮することが重要です。
- ・学校卒業後の若者が社会で活躍できるよう、必要な支援策を講じることが重要です。

(3) こどもや子育て家庭の抱える困難への対応

- ・児童扶養手当をはじめ経済的支援を要する子育て家庭が一定数あります。
- ・子どもの世話や看病については 25%前後、子育てや教育については 14%前後の保護者が、気軽に悩みを相談する先がない状況です。
- ・小学校では、いじめ・不登校の児童が一定数あります ((2)に加えて再掲)。
- ・15~39 歳の 20.3%が「ほっとできる居場所」がない状況です。また困ったときに「誰にも相談できない」人が一定数あります。

↓

- ◆こどもの健やかな成長が阻害されることのないよう、困難を抱えたこどもや家庭をみつけ、支援につなげることが必要です。

 - ・経済的な困窮状態にある家庭をはじめ、子育てにおいて困難を抱える家庭の発見や支援が重要です。
 - ・こども自身が直面する様々な困難に対応できる体制づくりや支援に取り組むことが重要です。
 - ・家庭や学校以外に、こどもが相談できる先、居場所になるところをつくり、困難にあっても孤立せず、健やかに成長できるよう、見守り、支えることが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本村は、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりや、特色のある教育などを通じて、あらゆるこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会の実現を目指します。

このために、子育てにかかる負担やこどもの直面する困難を支援し、地域としてこどもの健やかな成長やその社会的な自立・自己実現を後押しします。こうした取り組みを通じて、未来を担う新しい世代が活躍する、持続可能な村づくりにつなげていきます。

以上の考えのもと、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

安心して子育てをすることができ、
こどもが健やかに成長し学べる環境によって、
未来を担う世代が活躍できる村をつくる

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 妊娠期から乳幼児期の子育ての安心を支える

子育て家庭の近年の状況（核家族化、共働き世帯の増加など）を踏まえて、子どもを安心して産み・育てるための支援サービスの充実や、母子の健康を守るために支援事業に取り組みます。

基本目標2 学童期から青年期の成長と社会的自立を後押しする

学童期の心身の健康づくりの支援や、さまざまな学びの機会を提供することで、子どもが健やかに成長できるよう後押しします。また、子ども時代の教育や青年期での支援を通じて、社会に出てからの自立・自己実現を後押しします。

基本目標3 こどもの直面する困難に対応した支援に取り組む

子どもが成長する際に直面するさまざまな困難に対応するため、子どもや子育て家庭のおかれた環境に応じた支援に取り組み、だれもが学び、健やかに成長できる機会を守ります。

基本目標4 村全体でこどもを支え見守る環境をつくる

住民が子どもの権利や主体性を尊重するための啓発や機会づくり、子どもや子育て家庭への支援を行う窓口や機関の連携・情報共有を強化すること等によって、村全体として子育て家庭を支え、子どもの成長を見守ることができる環境をつくります。

3. 施策の体系

★……朝日村総合計画における重点的な取り組み

基本目標		基本施策	No	施策
1 妊娠期から乳幼児期の子育ての安心を支える	ライフステージごとの支援	① 産前・産後の支援の充実	1	★妊娠期のサポートの充実
			2	★産後サポートの充実
			3	★子どもの健康の確保
			4	★育児に関する教室等の開催
		② 多様な保育の充実	5	★保育内容の充実
			6	★地域と連携した保育所運営の推進
			7	★保育の充実
			8	親子や保護者同士の交流の場づくり
		③ 子育て支援サービスの充実	9	★子育て支援センター「わくわく館」の充実
			10	乳幼児期の切れ目ない支援の充実
			11	★子育て家庭への経済的支援の充実
			12	働きながら子育てる家庭への支援
			13	子育て世帯等の移住・定住の促進
			14	子育て支援に関する情報発信の充実
		④ 乳幼児期の健康支援	15	乳幼児期の食育支援の実施
			16	病気・感染症予防対策の充実
2 学童期から青年期の成長と社会的自立を後押しする		① 学童期の健やかな成長支援	17	学童期の健康づくり支援
			18	学童期のこころの健康支援
		② 学童期の学び・体験の機会づくり	19	学校教育の充実
			20	社会に出るにあたっての教育や情報提供の充実
			21	学校の環境・設備の充実
			22	家庭・学校・地域が連携した子どもの読書習慣づくりの取組【子ども読書活動推進計画】
		③ 青年期の社会的自立・自己実現の支援	23	就労を支援する相談対応
			24	結婚の応援
			25	男女共同参画社会の推進
3 子どもの直面する困難に対応した支援に取り組む		① 困窮家庭への支援	26	困窮家庭等への教育の支援
			27	困窮家庭への経済的支援の充実
		② 困難を抱えた子ども・家庭への個別の支援	28	学習の困難への教育支援
			29	児童虐待防止対策の充実
			30	ひとり親家庭等の自立支援の推進
			31	障がいのある子どもへの支援の充実
			32	多様な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援
			33	★困難を抱えた子どもの発見と支援機関での情報共有
4 村全体で子どもを支え見守る環境をつくる		① 子どもの権利の地域全体での共有	34	子どもに権利主体としての自覚を促す啓発
			35	住民への子どもの権利等の啓発
			36	子ども・若者の意見表明の機会づくり
		② 多様な相談に対応できる体制づくり	37	★子育て家庭の多様な困り事に対応できる相談窓口の運営と周知
			38	★子ども・若者が頼れる相談窓口・支援場所の運営と周知
			39	幼・保・小・中での一貫した支援と関係機関との連携
		③ 子育てや子どもの成長を支える環境づくり	40	家庭教育の支援
			41	地域の関わる教育・体験学習の推進
			42	伝統文化の継承・地域住民との交流の推進
			43	子どもが気軽に安心して立ち寄れる居場所の拡充
		④ 子どもが安全に暮らせる環境づくり【学校安全計画】	44	通学環境の安全の確保
			45	通学の交通手段の確保
			46	子どもを見守る危機管理体制の充実

4. 達成目標

本計画の施策推進を通じて、安心して子育てをすることができ、子どもが健やかに成長し学べる環境をつくります。この計画達成状況を測る指標と、その数値目標を、以下のとおり定めます。

指標	出典	基準値（2023年）	目標値（2029年）
子育てを楽しいと感じることの方が多い人の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	保護者アンケート調査	未就学児：56.9% 小学生：47.8%	未就学児：60.0% 小学生：52.0%
子育てに関して、気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」人の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	保護者アンケート調査	未就学児：63.8% 小学生：73.1%	未就学児：90.0% 小学生：90.0%
将来の夢や目標を持っている児童の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	88.0%	90.0%
困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	64.0%	68.0%

第4章 施策の展開

本章では、前章で定めた4つの「基本目標」に沿って、具体的な取り組み内容を示します。なお、本村の総合計画において重点的な取り組みとして定められている内容と共通するものについては「★」印をつけており、本計画でも優先的に取り組むものとします。

基本目標1．妊娠期から乳幼児期の子育ての安心を支える

本基本目標では、妊娠期から乳幼児期の子育て家庭と子どもを対象とした子育て支援に取り組みます。取り組みの数値目標を以下のとおり定めます。

【数値目標】

指標	出典	基準値（2023年）	目標値（2029年）
産後うつ病の疑いのある母親の割合 (EPDS ⁶ の合計得点が9点以上)	村統計	4.5%	減少
1歳6ヶ月健診・3歳児健診の受診率	村統計	100.0%	100.0%
子育て支援に対する満足度	保護者アンケート調査	未就学児：56.9% 小学生：47.8%	未就学児：60.0% 小学生：52.0%
子育て情報ページアクセス数	村統計	9,854回／年	15,000回／年
要保護児童対策協議会、実務者会議の実施	村統計	4回／年	4回／年
未就園児教室実施回数	村統計	40回／年	42回／年

6 EPDS：エジンバラ産後うつ病質問票の略称。産後うつ病のスクリーニングを目的とした10項目の質問票で、合計30点のうち9点以上を「産後うつ病」としてスクリーニングしている。

(1) 産前・産後の支援の充実

【現状と課題】

安心・安全な出産のためには、妊婦やその家族の妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、正しい情報の提供が必要です。

また出産後も、健診や各種教室等の実施、気軽に相談できる機会づくり、仲間づくりの促進などの切れ目のない支援を継続し、子育て家庭が安心して子育てができる環境を支えることが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
1	★妊娠期のサポートの充実	<ul style="list-style-type: none">・松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会を通じた産科医療体制により、妊娠期の支援を行います。支援体制の向上も検討します。・母子健康手帳交付妊娠届け出時に、妊婦に必要な情報提供や相談、健康・食事のアンケートを実施し、必要に応じて医療機関と連携し、支援します。・妊娠期の食生活に関する情報提供や、食事のアンケートを基にして食生活のアドバイスを行います。・不妊治療・不育症治療の費用を助成し経済的な支援を行います。・妊婦健診費用の助成をします。・妊婦への福祉医療費の給付を行います。・妊婦歯科検診健診の費用を助成します。・産婦健診の費用を助成します。必要に応じて医療機関と連携します。・県外への里帰り出産の産婦健診(定期検査及び保健指導)の費用を助成します。	住民福祉課 教育委員会
2	★産後サポートの充実	<ul style="list-style-type: none">・新生児訪問や産婦健診を通して、産後うつに対する調査を行い、訪問や面接で育児に不安を持つ母親への必要な支援を行ったり、産後ケア事業やショートステイ事業の利用を促します。	住民福祉課
3	★子どもの健康の確保	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健診を実施し、子どもの成長や発達を確認し、育児支援や疾患の早期発見に努めます。・必要に応じて心理士との相談の機会を提供します。・新生児聴覚検査費用の助成を行うことで難聴児の早期発見・早期療育を推進します。	住民福祉課
4	★育児に関する教室等の開催	<ul style="list-style-type: none">・子育ての不安感・負担感の解消や、仲間づくり等を促進するため、「2か月児教室」や「離乳食教室」、子育て家庭のニーズに応じた出前講座等を実施します。・「2か月児教室」や「離乳食教室」において子育てを家族一体となって行うように支援します。・「ベビービクス教室」「親子体操教室」等を開催し、親子に運動の機会の提供と子育てに関する相談支援を実施します。・子育て支援アプリを活用し妊娠期から子育て期の情報を提供します。	住民福祉課 教育委員会

(2) 多様な保育の充実

【現状と課題】

近年、共働き世帯が増加しており、保育のニーズは高まっています。

本村は公立保育所が1か所となっており、情報共有や迅速な対応ができる体制となっています。引き続き保育の無償化を行いながら、今後も増加・多様化すると見込まれる保育ニーズに対応していくことが求められます。

また、子どもの健やかな心身を育むためには、未就学児における学びや体験の機会も重要です。自然に触れる、英語学習など、幼児期からの学びや体験を充実させることが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
5	★保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none">・公立保育所において、保育理念、保育目標及び年間保育計画等に沿って保育内容の充実に努めます。・豊かな自然を生かした保育を提供します。・国際交流の取組として外国人講師を招き、外国語や外国の習慣に触れる機会を提供します。・運動指導士等による運動遊び教室を実施します。・自園給食による多様な給食提供を行います。・子育て支援センター「わくわく館」との連携を行います。・こども誰でも通園制度を実施します。・保育士の確保と各種研修を通じた資質向上に努めます。・安心・安全な場所で保育ができるよう、また、地域の実情に応じた保育の提供が出来るよう、必要に応じて施設整備を行います。	住民福祉課 教育委員会
6	★地域と連携した保育所運営の推進	<ul style="list-style-type: none">・村内外の人々に本村の保育所や活動内容について知ってもらえるよう、広報やホームページを通じた情報発信を行います。・「ゆめの里朝日」「朝日村かたくりの里」等との地域交流を推進します。・園児が自然との触れ合いや、運動・スポーツ体験、地域交流等の取組ができるよう、地域の支援ボランティアの充実を図ります。・松本山雅FC等と連携したスポーツ活動を実施します。	教育委員会
7	★保育の充実	<ul style="list-style-type: none">・一時保育(未就園児対象)、延長保育、特別支援保育、病児保育を実施します。	教育委員会
8	親子や保護者同士の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none">・年間計画に沿い、主に未就園児を対象に保育所を開放し、親子が保育所を知る機会をつくります。・各行事を通じて、他の親子と交流できるきっかけづくりをします。	教育委員会

(3) 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

核家族化や共働き化が進む中、家庭で子育てに割ける余裕が低下していることが懸念されます。保護者アンケートでは、子育てについての気軽な相談先がないという保護者が一定数いる状況もみられ、子育ての負担や悩みを地域で支えることが重要となっています。

本村では、子育て支援の中核を担う場として子育て支援センター「わくわく館」を設置し、子どもたちの遊び場や保護者の交流等の拠点として運営しているほか、令和6年度からは子育てや子どもの成長を支援する総合窓口として「こども家庭センター⁷」を開設しています。こうした施設・窓口を軸として、子育て支援サービスを充実させ、子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
9	★子育て支援センター「わくわく館」の充実	<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭の支援、育児相談・育児情報提供等を実施し、地域全体で子育てを支援する環境を整備します。・親子交流や友達づくりの場として「ぽけっと広場」「ベビービクス教室」「親子体操教室」「英語であそぼ教室」等の教室・講座を実施します。・放課後児童クラブでは、放課後の安全な居場所をつくります。・地域住民に協力をいただきながら、各種体験活動等を実施します。・老朽化した施設の環境整備(雨漏り・暑さ・安全等の対策)を行います。・子育て支援センターの機能強化のための施設整備を行います。	住民福祉課 教育委員会
10	乳幼児期の切れ目ない支援の充実	★こども家庭センターを中心として、子どもとその家庭等に対し、現状把握、情報発信、保健指導、サポートプランの作成などを通じてより包括的な支援を行う体制をつくるとともに、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を行います。	住民福祉課 教育委員会

⁷ こども家庭センター：すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指している。

	施策	実施内容	担当課
11	★子育て家庭への経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ながの子育て家庭優待パスポート事業を推進します。 ・ 妊婦支援給付金を支給します。 ・ 出産祝金を支給します。 ・ 高校生までの福祉医療費の窓口負担の無償化を行います。 ・ 児童手当を支給します。 ・ 2～5歳児の保育料無償化と合わせた副食費の無償化を行います。 ・ 第3子以降、3歳未満児の保育料軽減を行います。 ・ 小学校給食費の無償化を行います。 ・ 中学校部活の移行に対する経済的支援の検討を行います。 ・ 高等学校に通学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、助成をします。 ・ 私立高等学校に通学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、助成をします。 ・ 大学進学のための支援として、利子給付を行います。 ・ 新たな子育て支援施策の検討をします。 	住民福祉課 教育委員会
12	働きながら子育てる家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月からの未満児保育、延長保育や各種保育サービスを保育所で実施します。 ・ 放課後児童クラブによる平日や長期休暇の受入れ等、子育て支援サービスを子育て支援センター「わくわく館」で実施します。 ・ ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域住民による子育て支援活動を促進します。 	教育委員会
13	子育て世帯等の移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の移住定住を促進するための助成をします。 ・ 空き家バンクの転入を促進します。また、活用しやすさの改善に向けて検討します。 ・ 親元近居する子ども世帯や移住者へ向けた助成を検討します。 	企画財政課
14	子育て支援に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・広報・マスメディアによるPRを行います。 ・ メールや LINEなどのサービスを活用した情報発信を行います。 	住民福祉課 教育委員会

(4) 乳幼児期の健康支援

【現状と課題】

乳幼児期の子どもの健康を保つには、健診で病気や健康上の問題の早期発見・早期治療につなげ、また予防接種をすることが重要です。またこの時期の子どもの健やかな成長にあたっては、家庭における食習慣をはじめ、子どもとその保護者が適切な生活習慣を身に付けていくことが不可欠といえます。

家庭、保育所、保健・医療機関などが連携しながら、乳幼児期の健康を支えていくことが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
15	乳幼児期の食育支援の実施	<ul style="list-style-type: none">朝日村のスローガン「早起き・早寝・朝ごはん」に基づき、「食育の日」(毎月 19 日)等を活用して正しい生活習慣の定着を図ります。家族や友人など誰かと食事を共にする共食を推進します。乳幼児健診などの相談の場面や食育だより等を通じて、保護者に対して食の大切さを伝えます。地産地消や食文化に対する関心を高めるため、給食や園の活動などを通じた食育を進めます。	住民福祉課 教育委員会
16	病気・感染症 予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none">保育所、小学校において内科健診を実施し、病気の早期発見・早期治療につなげます。訪問や子育て活動乳幼児健診等を通して、予防接種の啓発を行います。予防接種の推進を図ります。県外で接種した定期予防接種への助成をします。骨髄移植により、免疫が消失した子どもへの予防接種の再接種費用を助成します。任意の予防接種への助成を行うことで予防接種の機会を提供し、免疫を獲得することで集団感染の予防や合併症発症を減らします。	住民福祉課 教育委員会

基本目標2. 学童期から青年期の成長と社会的自立を後押しする

本基本目標では、学童期から青年期の子ども・若者を主な対象として、その成長を後押しするための支援に取り組みます。取り組みの数値目標を以下のとおり定めます。

【数値目標】

指標	出典	基準値（2023年）	目標値（2029年）
保育所と地域が連携して実施した事業	実績値	8事業	10事業
小学校と地域が連携して実施した事業	実績値	8事業	10事業
朝日村の児童・生徒が楽しく学校に通えている割合（5年推移・平均）	全国学力・学習状況調査	82.3%	85.0%
18歳までの子どもへの図書館の貸し出し冊数	実績値	4,872冊	5,000冊

（1）学童期の健やかな成長支援

【現状と課題】

小学校から中学校にかけての学童期では、生活の中で子どもの心身が大きく発達する時期となり、子どもの主体的な生活習慣づくりの形成や、心身の健康が損なわれないよう環境を整えることが重要となります。

学校や地域と連携し、子どものこころとからだの健康を支える取り組みを推進することが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
17	学童期の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none">体力や運動能力向上のための取組を実施します。松本山雅FC等と連携したスポーツ推進活動を実施します。地産地消や食文化に対する関心を高めるため、給食や学校生活等を通じた食育を進めます。	教育委員会
18	学童期のこころの健康支援	<ul style="list-style-type: none">学校を通じて自殺対策のための啓発を行います。タブレット端末などを通じて、子どもたちが常に SOS を出せる環境を整備します。スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングや、児童・生徒への必要なケアを実施します。	教育委員会

(2) 学童期の学び・体験の機会づくり

【現状と課題】

15～39歳へのアンケート調査によれば、本村の子ども・若者は「将来への明るい希望をもっている」割合が全国に比べて低い傾向があります。不確定要素が多く変化の大きな時代で、生きていく力や前向きな意思を育むことが重要となっています。

子どもの将来の社会的な自立に向けて、学童期から基礎学力に加えてこころの豊かさや自己肯定感などを育むとともに、社会に出るにあたって必要な情報提供を行うことが求められています。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
19	学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・子どもが主体的に学ぶ中で、思考・判断・表現する力を身に付けるとともに、豊かなこころ、健やかな体の育成を図ります。・教員研修を通じた授業の質の向上を図ります。・学校における道徳教育・人権教育を推進します。・ICTを活用した教育や、英語教育、プログラミング学習を推進し、新たな時代に即した授業づくりをめざします。・各種支援員による教育支援を継続し、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。・保育所と小・中学校との連携を強化し、交流等の触れ合える機会を設けます。・保育所や小・中学校において、子どもと高齢者との交流機会を創出し、知識、知恵を学ぶ機会の充実を図ります。・芸術・文化に親しむ教育を推進します。	教育委員会
20	社会に出るにあたっての教育や情報提供の充実	<p>★小学校からのキャリア教育、職業体験を実施します。</p> <p>★メディアリテラシー⁸教育、DVについての情報や犯罪に巻き込まれないための情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ジェンダー・多様性についての教育を実施します。	教育委員会
21	学校の環境・設備の充実	<ul style="list-style-type: none">・保護者や地域住民が関わる学校運営を推進します。・自校給食による多様な給食を提供します。・学校自校評価や、学校運営協議会を活用して、地域の声を聞きながら、学校教育の質を向上させます。	教育委員会

⁸ メディアリテラシー：テレビ、新聞、インターネットなどのメディアの情報を読み、理解する力や、探し、活用する力のこと。

	施策	実施内容	担当課
22	家庭・学校・地域が連携した子どもの読書習慣づくりの取組 【子ども読書活動推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が初めて本と出会うきっかけをつくるブックスタート事業を継続して行い、成長段階に合わせてセカンドブック事業・サードブック事業に取り組みます。 ・子どもや保護者が本選びの参考にできる年齢ごとの「おすすめ本リスト」を作成し、興味関心をひくよう展示方法に工夫を凝らし、読書意欲を引き出します。 ・ぽけっと広場、保育所、子育て支援センター「わくわく館」、図書館等でのおはなし会や読み聞かせを地域のボランティアとともに積極的に行えるよう、ネットワークを築きます。 ・家庭、学校、地域全体の読書意識を高め、子どもの読書環境を整るために、講演会や講座を開催します。 	教育委員会

(3) 青年期の社会的自立・自己実現の支援

【現状と課題】

本村の39歳までの社会人が日常的に抱えている不安をみると、経済的な不安や、社会的役割を担う能力についての不安などが伺えます。

学童期を卒業したのち、社会的に自立し自己実現を図るにあたって、若者への必要な支援を検討・実施していくことが重要といえます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
23	就労を支援する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報の周知を行います。 ・就農相談等を行い、各種支援機関や制度へつなげます。 	産業振興課
24	結婚の応援	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚新生活支援事業により、新生活に必要な費用を助成します。 	企画財政課
25	男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の労働環境・職場環境に対し、仕事と育児等との両立を支援する働き方や制度について啓発を行います。 ・働き方の改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関して、相談窓口の情報発信、各種セミナーや講演等の周知・広報を行います。 	総務課 産業振興課

基本目標3．こどもの直面する困難に対応した支援に取り組む

本基本目標では、ライフステージを通じて、困難を抱える家庭や子ども・若者への支援施策の充実と効果的な手法検討に取り組みます。取り組みの数値目標を以下のとおり定めます。

【数値目標】

指標	出典	基準値（2023年）	目標値（2029年）
困難家庭への経済支援の周知回数	実績値	住民福祉課：1回／年 教育委員会：2回／年	住民福祉課：1回／年 教育委員会：2回／年
保育園巡回相談の実施回数	実績値	7回／年	7回／年
小学校における不登校児童の割合	村統計	3.6%	3.4%

（1）困窮家庭への支援

【現状と課題】

本村では、保育料無償化や医療費の手当をはじめとした経済的な支援に加え、相談の受付や情報提供、就労支援等を通して、困窮家庭への支援を行っています。こうした支援の充実は、困窮家庭だけではなく、だれもが安心して子育てできる環境につながります。

本村には経済的支援を要する家庭が一定数あり、今後もこうした支援を継続し、子ども・若者が家庭の経済状況によらず健やかに育ち、望む生き方を選べるよう支援します。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
26	困窮家庭等への教育の支援	<ul style="list-style-type: none">家庭生活や就労に関する情報提供、相談受付を行います。保育所での預かり事業や、放課後児童クラブの運営を通じて、仕事と育児の両立がしやすいよう支援します。	住民福祉課 教育委員会
27	困窮家庭への経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none">就学援助費を支給します。本村で行っている支援について、周知を図ります。子ども・若者の貧困対策について、現状把握と先進事例の収集を行い、今後の取組方針について検討します。	住民福祉課 教育委員会

(2) 困難を抱えた子ども・家庭への個別の支援

【現状と課題】

世帯内的人数の減少や共働き化などによって、保護者が子育てに関わる余裕は低下しているとみられ、全国的にも虐待、ヤングケアラー⁹、障がい、いじめなど子どもが直面する困難が深刻化している状況があります。

子どもや子育て家庭が直面する困難は多様であり、そのそれぞれの困難に対応できるよう、また若者の社会的自立に至るまで途切れることのないよう、各種の支援事業を継続的・効果的に実施することが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
28	学習の困難への教育支援	<ul style="list-style-type: none">学校教育において、子どもの適性に合った支援を行います。学習支援を通して、子どもが自らの将来を切り開く力を育成します。	教育委員会
29	児童虐待防止対策の充実	<p>★こども家庭センターにおいて相談受付や情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">乳幼児健診時の育児不安相談を充実します。要保護児童対策協議会において、関係機関と情報交換や必要に応じてケース検討会議を開き、支援体制を強化します。児童虐待防止に向けた情報を、広報や回覧板で周知します。	住民福祉課 教育委員会
30	ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none">関係機関と連携して、相談や情報提供を行います。入学祝金の給付や、福祉医療費の窓口負担の軽減を行います。就労に関する情報提供を通じ、自立支援を行います。	住民福祉課 教育委員会
31	障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none">乳幼児健診や養育相談の実施により、障がいの早期発見を図ります。保育所への定期巡回相談の実施や保育士の加配により、子どもの発達の支援を行います。小・中学校の特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置により、障がいがあっても安心して学校生活を送れるよう支援します。適応支援員により、子どもと保護者に対する支援を行います。また、関係機関とも連携を図ります。障がいのある子どもや保護者を支援するネットワークを整備し、情報共有や支援施策の情報提供を実施します。医療的ケアが必要とされる子どもに対しては、保育所・小中学校でマニュアルの作成、コーディネーターの設置をして、子どもと保護者が安心して過ごせるようにします。また関係機関の協議の場の設置を行うことで共通した支援が行えるようにします。放課後の一時預かりとして居場所を提供します。放課後児童クラブの活動へ配慮が必要な子どもも参加できるように連携した活動を行います。強度行動障がい児への支援体制の整備を行います。	住民福祉課 教育委員会

⁹ ヤング ケラー：家族にケアが必要な者がいる場合に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っていること。負担や責任の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

	施策	実施内容	担当課
32	多様な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援	<p>★不登校、いじめ、ひきこもり等、支援を必要とする子どもや家庭に対し、相談や情報提供、支援会議の開催、こども家庭センター等関係機関との連携により、支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人等、外国にルーツのある家庭や子どもに対し、必要に応じた支援を行います。 ・保護者に対し、子どもの特性を受容するための相談や情報提供等、寄り添った支援を行います。 	住民福祉課 教育委員会
33	★困難を抱えた子どもの発見と支援機関での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂などの子ども向けイベントやわくわく館などの公共施設などで、困難を抱えていると懸念される子どもの情報を、こども家庭センターが核となって把握し適切な対応をとれる機関や窓口と共有します。 ・困難を抱えていると懸念される子どもや家庭への気づきを広く支援機関で共有できるよう、民生児童委員、福祉や保健などで家庭を訪問する関係者等との情報共有を密に行います。 ・困難を抱えた子どもが成長し、若者として社会的自立を目指す中でも、必要とする支援が受けられるよう、支援機関同士での情報共有や、適切な支援へつなげるための情報提供等に取り組みます。 	住民福祉課 教育委員会

基本目標4. 村全体で子どもを支え見守る環境をつくる

本基本目標では、ライフステージを通じて、地域が子育て家庭や子ども・若者を見守り、支える環境づくりに取り組みます。取り組みの数値目標を以下のとおり定めます。

【数値目標】

指標	出典	基準値（2023年）	目標値（2029年）
困難を抱える子育て家庭、子ども・若者に対する継続的な見守り件数	実績値	96 件	モニタリング※
子ども食堂の実施回数	実績値	10回／年	10回／年
コミュニティスクールに関わったボランティア数	実績値	40人	45人
子どもを守る安心の家設置数	実績値 基準値（2024年）	26箇所 基準値（2024年）	27箇所

※毎年度状況を把握し、適切に実施し、結果の検証・評価を行います。

（1）子どもの権利の地域全体での共有

【現状と課題】

我が国も批准している「子どもの権利条約」では、子どもが権利の主体であり、必要な保護・支援を受け、主体的に生き方を選ぶといった権利をもつことが示されています。この権利を守ることは、新しい世代が健やかに育ち、生き生きと活躍できる社会をつくることにもつながります。

本村でも、この権利をあらゆる住民が理解し、地域全体として、子どもの権利を認め尊重する社会をつくっていきます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
34	子どもに権利主体としての自覚を促す啓発	・学校を通じて子ども自身に権利主体であるという自覚を促す啓発を行います。	総務課 教育委員会
35	住民への子どもの権利等の啓発	・住民に対して、広報、ホームページ等を通じて、子どもの権利についての啓発・情報発信を行います。	総務課 教育委員会
36	子ども・若者の意見表明の機会づくり	・学校や村の事業を通じて子ども・若者が意見を表明できる機会を提供します。	総務課 教育委員会

(2) 多様な相談に対応できる体制づくり

【現状と課題】

近年は、社会情勢の変化、働き方やライフスタイルの変化が大きく、子どもや子育てを取り巻く環境でも様々な困り事が生じるようになっています。保護者アンケートでは、子育ての悩みを気軽に相談できる人や場所が「ない」という回答が一定数あるなど、頼れるところがなく孤立する家庭や子どもの存在も懸念されます。

家庭および子ども・若者のそれぞれが抱える困り事にできるだけ幅広く対応できる相談体制が求められています。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
37	★子育て家庭の多様な困り事に対応できる相談窓口の運営と周知	<ul style="list-style-type: none">こども家庭センターが中核となり、村内の子どもの抱える困難や配慮すべき事情等を一元的に共有・管理することで、様々な相談や各種支援を総合的に実施できる体制をつくります。	住民福祉課 教育委員会
38	★子ども・若者が頼れる相談窓口・支援場所の運営と周知	<ul style="list-style-type: none">こども家庭センター、教育相談等、様々な窓口において子ども・若者からの直接の相談を受け、支援や情報提供につなげます。	住民福祉課 教育委員会
39	幼・保・小・中の一貫した支援と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">子どもの支援を行うためのシートを作成し、関係機関の連携に活用します。幼・保・小・中学校や関係機関の連携を密にし、ケースごとに、きめ細かな対応を途切れることなく実施します。	教育委員会

(3) 子育てや子どもの成長を支える環境づくり

【現状と課題】

少子化や核家族化の影響によって家庭と地域との関わりが減少し、祖父母世代の持つ子育ての知識や知恵も受け継がれにくくなっています。本村では、地域行事や祭事などを通じて子どもたちと地域とのつながりづくりに努めており、朝日小コミュニティスクールの推進によって学校と地域住民の連携体制も整えてきました。

今後も、家庭教育支援、地域とのかかわりによる子どもの成長支援などに取り組み、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
40	家庭教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対し、家庭教育について学習する場づくりを行います。 ・家庭の教育力向上のための情報提供や、研修・講座を開催します。 ・親子で触れ合う講座を開催します。 	教育委員会
41	地域の関わる教育・体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日小コミュニティスクールの取組を通じ、保護者や地域と連携した学校運営を推進します。 ・学習習慣と基礎学力定着のため、学習教室等の取組を実施します。 ・公共施設において、学習スペースの確保・提供をします。 ・村の豊かな自然や地域資源を活用した、多様な体験学習により、郷土愛の醸成を図ります。 ・地域企業との連携により、職業体験を推進します。 ・ぬく森チエアーの進呈を通して、家族の絆を深め、自然を大切にする心の醸成を図ります。また、村の施設の周知も行います。 	産業振興課 教育委員会
42	伝統文化の継承・地域住民との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校や地域と連携し、部活動の地域移行を推進します。 ・地域住民が講師となる小学校「ふるさと道場」や中学校「白峰タイム」への協力を通して、子どもと地域の方とのつながりをつくります。 ・公民館活動(分館行事)や夏まつり、文化祭や地域行事(三九郎等)の充実・支援を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を募ります。 ・美術館・歴史民俗資料館の展覧会、公民館講座等を充実させ、子どもたちに幅広い学習の場を提供します。 ・地元大学等と連携し、教育・研究フィールドを提供します。 ・村の自然や歴史、伝統文化や文化財に関する体験学習を実施します。 	教育委員会
43	子どもが気軽に安心して立ち寄れる居場所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の実施により安心して立ち寄れる居場所を提供します。 ・児童育成支援拠点事業の活用を研究します。 ・小中学生等が居場所として気軽に立ち寄れるよう公共施設の拡充を検討します。 ・既存の公共施設等を小中学生等の居場所として活用するよう、その周知や利用促進を行います。 ・部活動の地域移行に伴って居場所を失う子どもが出ないよう、放課後の居場所として公共施設の活用を検討します。 	教育委員会

(4) 子どもが安全に暮らせる環境づくり【学校安全計画】

【現状と課題】

子どもが暮らす地域においては、通学路における交通安全や、不審者や犯罪からの保護など、子どもが安心して、かつ安全に暮らせるための環境を整えることが必要です。

本村では、地域住民による見守りや交通安全・防犯の啓発など、村ぐるみで子どもの安全確保に努めています。また小中学校への通学にはスクールバスを運行して、利便性・安全性を確保しています。

今後も、子どもを取り巻く環境の安全性を維持・向上させる取り組みを継続していくことが求められます。

【実施内容】

	施策	実施内容	担当課
44	通学環境の安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・保育所や小・中学校において交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。・警察署、交通安全協会、朝日村交通安全推進協議会等関係機関と連携し、交通安全に関する啓発を行います。・小学生児童に「我が家の中学生課長」を委嘱し、クラス・全校児童の見本となるよう、交通安全に対する意識の醸成を図ります。・朝日村通学路安全推進協議会による通学路の危険箇所の点検と、安全な道路環境の整備を進めます。	総務課 建設環境課 教育委員会
45	通学の交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none">・小中学校へのスクールバスを運行し、遠距離通学を支援します。・学生等の市街地へのアクセスを円滑にするため、朝日広丘線バスを運行します。・通学ニーズの把握と運行への反映を通じて、利便性向上に努めます。	企画財政課 教育委員会
46	子どもを見守る危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・危機管理マニュアルに基づく防災訓練により、安全教育を進めます。・災害時の知識などの防災教育や訓練を推進します。・小学生児童に「我が家の中学生課長」を委嘱し、クラス・全校児童の見本となるよう、交通安全に対する意識の醸成を図ります。・学校において児童・生徒等の安全の確保を図るため、「朝日村地域防災計画」「公共施設個別施設計画」等を踏まえ、危険等発生時の対処や、施設及び設備の安全点検を計画的に進めます。・保育所、小学校、中学校からの情報配信メールやシステムを活用し、保護者と連携した安全確保に努めます。・PTAによる通学路における街頭指導を実施します。・地域住民に協力をいただき、「こどもを守る安心の家」の委託を実施します。・家庭・保護者だけではなく、朝日村交通安全推進協議会、地域も含めた村民総ぐるみの見守りを推進します。	総務課 教育委員会

第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策

1. 保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況 等の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本村においては、村域や通勤圏、提供区域内での需給調整等を勘案し、村全体を1区域として設定します。

2. 保育の量の見込みと確保方策¹⁰

(1) 事業内容

①国の定める施設・事業の概要

特定教育・保育	幼稚園	すべての3～5歳児を対象として、幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育事業	小規模保育事業 6～19人の0～2歳児を対象に保育を行う事業
	満三歳以上限定 小規模保育事業	6～19人の3～5歳児を対象に保育を行う事業
	家庭的保育事業	0～2歳児の5人以下の少人数を対象に、保育者の居宅等において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業が設置し、主に従業員の子どもへの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

10 確保方策：子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みをもとに策定した、必要な施設数や事業量の整備計画

②保育を提供する施設

本村では、**保育所**としてあさひ保育園を運営しています。

(2) 保育の量の見込みと確保方策

出生数に注視しながら適切な定員管理を行い、量の見込みに対して充足できる定員を確保します。

その際、必要に応じて近隣市町村と連携し広域入所等の利用を含めた確保を行います。

① 1号認定（教育認定）

(人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3～5歳	量の見込み	9	8	6	7	6
	確保方策	9	8	6	7	6

1号認定の実績は横ばいで推移してきましたが、今後は専業主婦（夫）のフルタイムの移行が増えるとみられ、相対的に1号認定は減ると見込んでいます。

②2号認定（保育認定）

(人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3－5歳	量の見込み	89	86	83	84	83
	確保方策	89	86	83	84	83

保育園利用は、出生率の低下に合わせて減少傾向のため、今後も微減で推移することを見込んでいます。

③3号認定

(人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	量の見込み	5	7	7	6	6
	確保方策	5	7	7	6	6
1歳	量の見込み	21	23	24	22	22
	確保方策	21	23	24	22	22
2歳	量の見込み	21	24	24	24	24
	確保方策	21	24	24	24	24

出生率は低下しているものの、利用実績は年々増加傾向です。この背景のもと、0歳児については、将来人口推計における出生数の半分を基礎とし（6ヶ月からの入所となるため）、見込量を試算しています。

1・2歳児については、保護者のフルタイム就労の増加を背景に、今後もしばらく増加が続くと見込みますが、出生数の減少は今後も続くと想定されるため、1歳児は令和10年度以降微減に、2歳児は令和8年度以降は横ばいで高止まりすると見込んでいます。

3. 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で就労要件を問わずに通園できる新たな通園制度です。

(人日／年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳6ヶ月～2歳児	量の見込み	900	960	960	900	
	確保方策	900	960	960	900	

本村では、令和8年度より新たに実施する事業です。人口推計や保護者アンケートで把握したニーズを踏まえて、0歳児のうちの5割、1・2歳児のうち1割の利用を見込みます。2時間×5日で、ひと月一人5日分として概ねの見込量を計算しています。

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、現時点では本村の保育提供体制を活用し、教育・保育への円滑な接続が図られるよう教育・保育と一体的に提供することを基本とします。

なお、今後の利用ニーズや事業者の参入意向、制度の動向等を踏まえ、必要に応じて実施体制のあり方について検討していきます。

4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用できるよう身近な場所での相談支援や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・共同の体制づくり等を行う事業です。

(箇所)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
合計	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特 定型	量の見込み					
	確保方策					
こども家庭	量の見込み	1	1	1	1	1
センター型	確保方策	1	1	1	1	1

支援事業を行う窓口を1箇所設置しています。令和6年度より、窓口を子育て世帯包括支援センターからこども家庭センターへと切り替えていきます。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「わくわく館」）

子育て支援センター「わくわく館」で子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,590	2,800	2,772	2,688	2,607
確保方策	2,590	2,800	2,772	2,688	2,607

令和2～4年度ではコロナ禍の影響で未就園児教室が中止された月もありましたが、それでも現在まで一定の利用が続いています。

今後は出生数は減少するものの保護者の就労希望は増加すると見込まれるため、未就園児教室をすべて開催できた令和5年度の数値をベースとして、令和8年度までは増加するものとして見込量を算出しています。令和9年度以降はゆるやかに減少すると見込んでいます。

本村では、未就園児教室や自由来館を通じて、子育ての中でのコミュニティの形成や、育児に関する相談を引き続き行っています。

③ 妊婦健康診査

妊婦の安全・安心な分娩や出産、経済的負担を軽減するため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	406	392	392	378	364
確保方策	406	392	392	378	364

全妊婦が受診するものとして量を見込み、受診を促していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	29	28	28	27	26
確保方策	29	28	28	27	26

出生数の将来推計をもとに量を見込み、養育環境の確認を行い、訪問の結果、支援が必要とされる家庭に対しては専門機関に繋げることで切れ目のない支援を進めます。

⑤ 養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保健師等の資格を持つ者を派遣して、保護者の育児や家事等についてのアドバイス等を行う事業です。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	39	36	36	33	30
確保方策	39	36	36	33	30

実績では年度ごとに変動がありますが、過去5年のうち最も利用の多かった年度の値である39を起点とし、その後は出生数の減少等を踏まえて微減すると見込んでいます。

地域の子育て関係機関と連携を取りながら事業を継続的に実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の持病や就労などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

(人日／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40

令和5年度より開始した事業ですが一定の利用があり、今後も引き続き同水準の利用があるとして2世帯×各20日程度の利用量を見込んでいます。

本村では、村外の施設と連携し事業を行っており、現在利用できる施設で対応していきます。また、必要に応じて養育里親への委託など受け入れ先の確保を引き続き検討していきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行う者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

(人日／年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
就学前児童 (平日の定期利用)	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6
就学児童 (放課後)	量の見込み	148	157	157	153	149
	確保方策	148	157	157	153	149
低学年 (放課後)	量の見込み	78	77	77	76	71
	確保方策	77	77	77	76	70
高学年 (放課後)	量の見込み	71	80	80	78	79
	確保方策	71	80	80	78	79

臨時的に利用するケースが主となっています。保護者の就労率や就労時間が増加している一方、子どもの人口は将来減少していくため、概ね横ばい、または微減で量を見込んでいます。

小学生の利用率は横ばいですが、わくわく館への迎え等の相談が寄せられており、今後はこうした時間外対応を本事業で対応していくため、利用を促していく予定です。

⑧ 一時預かり事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において一時的に預かる事業です。

(人日／年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
幼稚園型Ⅰ・Ⅱ 以外	量の見込み	28	29	28	27	27
	確保方策	28	29	28	27	27

利用実績は概ね横ばいとなっています。人口減少はありますが、フルタイム就労が増加することも踏まえて、上記のとおりの量を見込んでいます。

ニーズに対応した預かりを実施するため、保育士の確保等に努めます。

⑨ 延長保育事業

11時間（保育短時間認定の場合は8時間）の開所時間を超えて、おおむね7時まで保育を行う事業です。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	71	73	73	73	73
確保方策	71	73	73	73	73

コロナ禍の収束以降、利用はやや増加傾向にあります。今後は人口減少の一方でフルタイム就労が増加することも踏まえて、上記のとおりの量を見込んでいます。

ニーズに対応した保育を実施するため、早朝や夕方に勤務できる保育士の確保等に努めます。

⑩ 病児保育事業

子どもが発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

(人日／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19

令和4年度に制度を開始しました。利用実績はありますが、利用世帯は2世帯程度で、今後も利用実績が横ばいで推移するとして量を見込んでいます。

本村では、村外の施設と連携し事業を行っており、今後も現在利用できる施設で対応していきます。

⑪ 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童に対し、授業終了後の居場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

(人／年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
低学年	量の見込み	93	85	86	84	80
	確保方策	93	85	86	84	80
高学年	量の見込み	71	88	91	93	85
	確保方策	71	88	91	93	85

利用は年々増加傾向にあります。約8割の家庭から、わくわく館に預けたいという意向があります。今後は、低学年については出生人口の減少に伴い微減を見込んでいます。また高学年については、利用ニーズが増加しているため、現在の低学年の児童が高学年になった際に同程度の利用になることを見込んでいます。

すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、支援員の適正な確保等により事業を推進していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

利用の見込み、実施予定はありません。今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討します。

⑬ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(人回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20	20	20	20	15
確保方策	20	20	20	20	15

利用延人数は年度によって変動していますが、産後ケアの重要性を今後も周知していくことから、一定の利用を見込んでいます。

出生数は減少していくことが予想されますが、サポートが必要な家庭に対して利用を促していきます。

⑭ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産、子育て期に至るまで、妊婦やその家族に対し、継続的な相談支援を行う事業です。

(単位:回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	58	56	56	54	52
確保方策	58	56	56	54	52

本村では、人口推計から算出した出生予定の人数を元に妊娠届出時の面談等の回数を見込んでいます。

面談等を通じて、個々の状況に応じた情報提供や支援につなぐとともに、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。

⑮ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

利用の見込み、実施予定はありません。今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討します。

⑯ 児童育成支援拠点事業【新規】

利用の見込み、実施予定はありません。今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討します。

⑰ 親子関係形成支援事業【新規】

利用の見込み、実施予定はありません。今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討します。

⑱ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本村では、あさひ保育園における保育の提供体制により、今後の見込みについても対応可能な体制を整備できると考えられます。今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討します。

第6章 計画の推進

1. 村民及び関係団体等との連携による推進

本計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、保育所や学校、子育て支援センター「わくわく館」、こども家庭センターをはじめ、関係機関と連携しながら推進します。

また、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても随時対応していきます。

さらに、計画の広報等により村民の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てがしやすく、こどもが健やかに成長できる環境づくりに向けて村民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を推進するため、「朝日村子ども・子育て会議」において、事業の実施状況を点検・評価し、これに基づいた対策を実施していきます。社会全体、地域ぐるみで子育てがしやすく、こどもが健やかに成長できる環境をつくります。

資料編

1. 子ども・子育て会議（設置要綱）

朝日村子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により朝日村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取し子育てに関する円滑な事業推進等を図る。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務及び子ども・子育て支援に関することについて処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の定員は、25名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱する構成団体の任期とする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを決める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議長は必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の議事及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

2. 子ども・子育て会議役員名簿

氏名(敬称略)	所属	備考
百瀬 司郎	教育長	会長
黒田 敏樹	朝日小学校長	副会長
中村 八重美	教育委員	
清沢 喜代登	教育委員	
上條 正光	教育委員	
横山 潤子	教育委員	
柳沢 明	公民館長	
村松 功太	朝日小学校PTA会長	
中川 満英	鉢盛中学校長	
中舎 憲一	鉢盛中学校PTA(朝日村)	
降旗 麻美	保育園保護者会 会長	
横山 泉	民生委員(主任児童委員)	
三村 周子	民生委員(主任児童委員)	
清水 司	針尾区長	
塩原 ふさ子	朝日ヘルスマイト会長	任期 ~2月
野村 幸子	朝日ヘルスマイト会長	任期 3月~
清沢 周司	人権擁護委員代表	
清水 章博	朝日村社会福祉協議会事務局長	
上條 裕子	住民福祉課長	
上條 浩充	保育園長	

庁内検討委員

氏名(敬称略)	所属	備考
村松 功太	総務課	
児玉 祥平	企画財政課	
羽廣 郁美	住民福祉課	
中島 悠	建設環境課	
藤澤 彩圭	産業振興課	

事務局

氏名(敬称略)	所属	備考
上條 靖尚	教育委員会	
桃井 弥春	教育委員会	
中川 さくら	教育委員会	

3. 子どもの意見聴取の結果の概要

(1) 公民館ワークショップ 令和6年11月24日

朝日村では中央公民館とその周辺施設の今後のあり方について検討するため、村民主体の朝日村中央公民館・周辺施設のあり方を検討する中で、村民の皆さんのお話を聴くためのワークショップを行いました。

ワークショップでは、公民館とその周辺施設を見て回り、良い点、改善した方がいい点、どんな施設でどんな活動がしたいか等を話し合いました。

出された意見(一部抜粋)

- 良いところ
 - ・小さいうちから豊かな自然と触れあえるような庭はいいと思う
 - ・図書館と公民館を合体してほしい
- 変えてほしいところ
 - ・道が狭い
- どんな場所にしたいか
 - ・友達との遊び場所にしたいです!!
 - ・自然があるのでその季節にちなんだイベントをやってみたい
 - ・わくわく館は小学生しか入れないから中高生も気軽に入って遊んだり、勉強できるところがあれば、中高生も楽しめる



(2) 小学生ヒアリング 令和6年12月26日

朝日村の多くの小学生が利用している放課後児童クラブ（わくわく館）にて、わくわく館の楽しいところや直してほしいところ、もしわくわく館が新しくなったらどんなことをしたいかヒアリングを行いました。

出された意見(一部抜粋)

- 楽しいところ
 - ・友達がいる
 - ・いろいろな行事がある
 - ・同じ学年・クラスと友達と放課後に遊んだり勉強できる
- 直してほしいところ
 - ・柱・雨漏り・ロッカーを増やすなど整備してほしい
 - ・夏は館内が暑いし、冬は寒い
 - ・館内を広くしてほしい
- どんなことをしたいか
 - ・夏休みのご飯を大人数で食べたい
 - ・みんなが仲良くなれるイベントや行事をやりたい



朝日村こども計画

計画期間：令和7～11年度

発 行：朝日村

編 集：朝日村 教育委員会

住 所：〒390-1188

長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555 番地1

電話 0263-99-4105(直通)

発行年月日：令和7年3月